

日本弁護士連合会臨時総会報告
2019年3月1日（金）於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会臨時総会は、2019年3月1日（金）午後0時30分から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、出席弁護士会52会、出席弁護士数のうち本人出席が636名、代理出席が1万93名の合計1万729名であり、出席外国法事務弁護士のうち本人出席が0名、代理出席が12名であった。

総会は、菰田優事務総長の司会で午後0時30分から始められた。

菊地裕太郎会長が次のとおり挨拶した。

開会の前に、審議事項は三つあるうち谷間世代の会内施策について、一言申し上げたい。

会内の支援施策としては、当初想定されていた支援策よりもかなり後退したということの御批判を受けており、正にそのとおりである。40億円の減額をスタートにしたが、2回の意見照会、委員会照会、各弁護士会の照会を経て20万円の一律給付ということになった。一見、かなり少ない額だということは否定できないが、財務的なインパクトから言うと20億円の資金が掛かること等を考え合わせると、なかなか難しく、我々も熟議を重ね、理事会でも何回も討論をして、本日の御提案に至った。額の少なさ以上に、谷間世代へ会内の会員の皆が支援をしようという気持ちを十分汲み取っていただいて、圧倒的多数で御承認いただければと切に願っている。

なお、この件に関して、これで国に対する是正を求める動きを止めるのではないかとこの御懸念が寄せられているが、もちろんそんなことはない。去年の定期総会でこの旨は確認している。引き続き国に対して、谷間世代への支援ということを求めていきたいと考えている。

ただ、いわゆる一律給付的なものというのは、巨額の立法が必要であって、その立法事実もなかなか難しい。また検察庁、最高裁も反対しているという中では、その立法化というのは極めて困難だと言わざるを得ない。ただ、先般の院内集会でも議論があったように、また私はこの1年間言い続けてきたが、やはりそれに代わるような公費をもっての谷間世代がチャレンジをできるような活動領域の拡大というものを目指していきたいと考えている。それには、やはりこの谷間世代について国会議員の皆さんにも御認識をいただいた上で、そういう運動を進めてまいりたいと思っている。

今後の会内施策は、そのときの執行部の考え、委員会、会員の皆さんの考えに従うものであって、これで終わりという話はもちろんもとよりない。ただ、今回この3月にできる限りのぎりぎりのところで皆様にお諮りしているという次第である。

さて、私ども執行部は、残り1か月になった。私と総長はあと1年の任期があるが、この2018年度の理事会で、1年間にわたって議論をしてきたものの多くの部分について、

総括的に一つの仕上げをしたいと思っている。

その主な点を申し上げますと、民事司法改革である。これについては、理事会で基本的な方向性について承認をいただいた。政府を挙げて推進するという骨太の方針に従って、政府の中にどのような組織ができるのか、ということについて、働き掛けをしてきた。その山場を迎えており、実現できそうなところまで来ている。

会内では、課題が決まらないのに組織を作ってどうするんだと、それはリスクではないかという声がある。ただ、20年間民事司法改革がいかにも進んでいない。一つ一つのテーマについて、法曹三者も含めて同意の下に法制審でという道のは全くもって険しいものがある。御承知のように、民事執行法の改正がやっとということである。

やはり、何を議題にしてこれから民事司法という中で、特に民事司法の活性化を図るためにはどんな議論が必要なのか、その大きなステージをまず作って、そこで課題について、議論をしていくというスタイルを取りたいと思っている。

是非、この民事司法改革の中で寄せられるいろいろな御意見を十分に取り入れて、民事司法の活性化について、努めてまいりたいと思う。3月23日にはシンポジウムも予定されているので、是非御参加いただければと思っている。

次に、刑事について一言申し上げる。刑事司法改革グランドデザインについて、理事会で御承認をいただいた。これに従って、再審法の特に証拠開示について運動をしていきたいと思う。国際的にも非常に日本の刑事司法は遅れているという御批判を受けている。そこで、弁護人の立会い、人質司法について、もう一度社会的にもアピールをして、関係委員会の先生方と一緒に頑張っていきたいと思っている。

また、死刑制度についても、理事会で代替刑の基本的な方針を御承認いただいた。仮釈放のない終身刑、例外的に裁判所等による仮釈放の可能性のある無期刑への刑の変更というような制度設計の中で今後詰めていく。

死刑執行に対しては国際的に極めて大きな批判を受けており、来年の kongress に向けて、明日も京都で死刑制度のシンポジウムがあるが、各弁護士会でも死刑廃止についての決議がなされたところも出てきているので、今が大きな節目だと考えている。

皆さんにとって非常に関心の高い法科大学院の見直しについては、学部3年プラス大学院2年及びギャップタームの解消という方向性でまとまりつつある。その方向性の確認は、理事会で受けている。このような中で、法務省の下に会議体を設置するというところまで来ている。この中で細部を詰めて、未修者、地方の法科大学院、それから法科大学院教育を毀損しない制度作りに努めていくので、是非また皆さんと議論したい。

憲法改正問題については、若干遠のいたという観測もあるが、予断はまだまだ許さないという状況にある。理事会で憲法改正手続の見直し、特に、有料放送広告の規制について意見書をまとめていただいた。中身については、表現の自由とのバランスを図りながらお金のあるところ、声の強いところが有利な放送にならないよう公平を期すべきだということでの規制というものを考えていくという方向性である。民放連の動きも含めながら、慎重に対応していきたいと思っており、急展開があった場合には、また先生方の御意見を聞きながら慎重に進めていきたいと考えている。

その他には、今年度末、3月には、東京で国際仲裁調停の専門施設ができるという方向

で、ほぼ固まってきている。今日も I B A で、この国際仲裁等について大きな大会を催しているが、国際展開を大いに広めていきたいと思っている。

特に中小企業の海外展開、これについては J E T R O 等も含めて大きく飛躍する年にしたいと考えている。また、公費を用いての活動領域の拡大というところが非常に大きな今後のテーマだと考えている。外国人労働者の受入れやスポーツなど、いろいろな課題がある。海外展開もそうであるし、昨今は新聞でスクールロイヤーの話も出てきており、私どもマンパワーの限界の中で、これらの課題にどう取り組むかについても、先生方とよくお話をしながら頑張っていきたいと思っている。

また、少年法の適用年齢の引下げという大きな問題について、なかなか厳しい局面に立っているが、一層これに対する反対運動を強めていきたい。

最後に、先般開催された拡大理事懇談会において、法曹人口合格者 1, 5 0 0 名台が 3 年続いたということで、2 0 1 6 年の決議では 1, 5 0 0 名に到達した時点で更なる検証をすることになっていたもので、どういう視点で、どういう検証方法でやっていくのか等の貴重な御意見をいただいた。この方向で、定点観測のみならず、持続的にこの検証をしていきたいと考えており、折に触れてまた御議論いただこうと思っている。

裁判の I T 化について一言申し上げると、各会からの意見照会では、様々な懸念が寄せられ、厳しい御意見が多かった。その後、模擬裁判、I T を使った模擬が続いており、いろいろな議論が進んでいる。その中で寄せられた懸念、不安についてどう解決されていくのか、理事会で都度報告をして御議論をいただこうと考えている。

4 月からは改めて新しい執行方針を示したいと思っているので、この程度で御挨拶に代えたい。

臨時総会の開会に当たり、定足数の充足を確認する。会則第 4 0 条の 2 によれば、総会は、代理人によって議決権を行使する者を含め、5, 0 0 0 個以上の議決権を有する弁護士会又は弁護士である会員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。1 2 時 3 0 分現在の出席状況は、本人出席 4 1 6 名、代理出席 7, 6 4 2 名、会出席 4 6 名、合計 8, 1 0 4 名であり、定足数を満たしていると認め、臨時総会の開会を宣言する。

続いて正副議長の選任手続がなされ、菊地会長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、海野浩之会員（東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長 2 名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、菊地会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、菊地会長は、議長として山田秀雄会員（第二東京）、副議長として水地啓子会員（神奈川県）及び八木清文会員（第一東京）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第 5 条に基づき、菊地会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、市川充会員（東京）、大毅会員（第一東京）及び上田正和会員（第二東京）の 3 名を指名した。

副議長は、議事に入る前に、発言や採決に際しての注意事項を述べ、第3号議案及び第5号議案については外国法事務弁護士も議決権を行使できる旨を説明し、第8号議案については議案のうち直接外国法事務弁護士に関する事項に関して意見を述べることができる旨を説明した。また、本総会の議事が会則第54条第1項により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

議長 「特別利害関係人について、執行部から説明がある。」

菰田事務総長 「議事規程第12条第1項には、議案について特別の利害関係がある弁護士会、又は弁護士若しくは外国法事務弁護士は、その議案の審査及び議決に加わることができないとの規定がある。第1号議案については、いわゆる谷間世代の方に、日弁連が一定の給付をする可能性があるという議案であるので、いわゆる谷間世代の方々が特別利害関係人に当たらないかということが問題となり得る。

この特別利害関係の解釈については、旧商法の第239条第5項の総会の決議につき、特別の利害関係を有する者は、その議決権を行使することを得ずという規定の解釈が参考になるものと考えられる。この旧商法における通説は、社団法上の利害関係とは別個に考えられる個人法上の利害関係、すなわち特定の株主が株主たる立場を離れて有する会社外の個人的な利害関係を指すとの見解が有力であった。

最高裁判所昭和42年3月14日判決民集21巻2号378ページでは、この有力説に近い判断がなされているものと考えられる。判決によれば、株主は原則として株式会社の最高意思決定機関である株主総会において、自己の議決権を行使することにより、当該株主が有する会社の支配ないし経営に参加する権利を現実に行使することができるということで、会社の支配ないし経営の参加に関する事項について、いわゆる特別利害関係人に当たるとして、株主の議決権の行使をみだりに排除することは相当でないというべきであると判断されている。

そして、会社の取締役等を選任ないし解任しようとする場合における当該取締役等は、個人として利害関係を有するにとどまらず、株主としても重大な利害関係を有していることは明らかであるとして、その議決権の行使が許されるべきであるとされている。

これを日弁連の会員における特別利害関係の解釈の参考にすると、会員が最高の意思決定機関の審議及び議決に加わることは、会員の最も基本的な権利であって、日弁連が強制加入団体であること、自治団体であること等も考慮すると、特別利害関係人の該当性については、より慎重であるべきであり、最高の意思決定機関である総会における議決権をみだりに排除すべきではないと思料される。

したがって、会員が純粹に個人的な利害関係を有するにとどまらず、会員として日弁連の政策的な判断ないし運営に関する事項について、利害関係を有する場合は、会員として重大な利害関係を有している者として、議決権の行使を許すべきであり、特別の利害関係人に該当するとして、議決権の行使を制限するべきではないと思料される。

それを本議案に当てはめると、まず、谷間世代の会員は申請することで一定額の給付を

受けられるという点では、一定の個人的な利害関係は認められる。一方で、本議案は、将来の給付の時点で、弁護士としての登録期間が通算して5年経過していること、会費の滞納がないことを受給要件としており、本日の総会における議決の時点では、受益者が特定していない一般的抽象的な会規制定をするものであり、その判断における利害関係は純粋に個人的なものから離れている面がある。

そして、日弁連会員としての利害関係の観点から考えると、日弁連の政策的な判断ないし運営に関する事項について、利害関係を有するかという観点からは、まず会規の制定という形式面から利害関係があると言える。

すなわち、弁護士たる会員は日弁連の会規の遵守義務を負い、会規の制定は現在及び将来の会員としての権利義務関係に強い影響を与えるものとして、総会の決議事項とされている。一般的抽象的な会規制定に関する本議案は、特定の会員との個別具体的な契約関係の締結等とは異なり、本質的に全会員の権利義務に影響を与えるものであるから、会員の立場から利害関係は一般的に認められるものと考えられる。

実質的な観点からも、昨年5月の定期総会決議の具体的施策として提案されたものであり、自ら負担する会費がその原資を構成する日弁連の資産である総額約20億円の用途を定めるという重要な政策判断に関する事項として、重大な利害関係を有するものである。

以上のとおり、谷間世代の会員は本議案について、ある程度個人的な利害関係は認められるものの、純粋に個人的なものとは言えない上、会員の立場から重大な利害関係を有するものと考えられる。

よって、本議案については、いわゆる谷間世代の会員についても、特別利害関係を有するものとは認められず、審議及び評決に参加できるものと解する。」

議長は、議事に入る旨を宣した。

議案の取扱いについて、菊地会長から、第2号議案及び第3号議案、第4号議案から第8号議案まではそれぞれ関連する部分があるため、第1号議案、第2号議案及び第3号議案、第4号議案から第8号議案までの三つのグループにまとめ、議案が複数にわたる場合は、審議及び討論を一括して行いたい旨の提案がなされ、議長は、上記グループごとに質疑及び討論を一括して行うこととした。

【第1号議案】 司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対する給付金に関する規程制定の件

議長は、第1号議案「司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった会員に対する給付金に関する規程制定の件」を議題に供した。

正木靖子副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

平成29年4月の裁判所法改正により、司法修習生に対する新しい給付制度の創設がさ

れ、71期生から給付金が支給されている。これは、新65期から70期を含めた会員の皆様方の御尽力、また粘り強い運動の成果だと認識している。

しかし、この改正裁判所法は、施行前に採用された修習生には適用しないものとされた。その結果として、修習期間中に給与及び修習給付金の支給を受けられなかった、いわゆる谷間世代が生じた。アンケート調査等によると、いわゆる谷間世代の会員は、不平等感を抱きながら仕事をしているとの声があった。これは憂慮すべき事柄である。また、このような感情を抱きながら仕事をするのは健全なことではない。

他方、多くの谷間世代の会員は、不平等感を抱いておられるのかもしれないが、弁護士として人権の擁護と社会正義の実現に前向きに取り組んでおられると感じている。

このような谷間世代の会員に対して、具体的措置が講じられていないのが現状である。有為な人材として、多方面で活躍していらっしゃることは前後の世代と同じであり、これを放置することはできない。

そこで、昨年5月25日の定期総会において、引き続き国による是正措置の実現を目指すこと及び当連合会内で可能な措置を早期に実現すること、この双方に力を尽くす決議をした。司法制度を支える法曹は、社会の人的インフラであり、国には公費で法曹を養成する責務があるので、谷間世代の問題の解決は、立法による是正措置が妥当であるが、立法による是正措置には予算を伴うため、政府や関係省庁、多くの国会議員、世論に対して幅広く訴えることが必要で、今後も説得に当たり、支持を得られる立法事実の集積に努め、関係機関との協議や国会議員への働き掛け、世論の理解を得る活動を粘り強く続けていく必要がある。

しかし、多方面で活躍している谷間世代の会員に対して、何らの具体的措置が講じられていない現状を放置することはできない。そこで、当連合会内で、会内施策を早期に実現することに力を尽くすこととし、国に対する是正措置の実現を求めることと、会内施策の早期実現、この二つを車の両輪とした。

本議案は、この決議を受けた提案である。当執行部としては、本提案に向けてできる限りの努力をしてきた。

それでは、規程について御説明させていただく。第1条は、目的である。いわゆる、谷間世代の会員の経済的負担や不平等感を軽減することにより、本会が統一性のある組織を形成していることを確認し、全会員がまとまりのある団体の構成員として、弁護士自治の維持、発展を図り、基本的人権の擁護と社会正義の実現に資することを目的としている。

次に、第2条について、支給対象会員は、一部でも給与、修習給付金を受けられなかった人、すなわち一部でも貸与制の下で司法修習をした方を対象としている。また、その中で、希望する会員に金20万円を支給するというものである。

そこで、一部でも貸与制の下で修習した会員の特定が必要であるが、単純に新65期から70期ということでは特定できない問題がある。例えば、64期の給与制の下で修習をしたけれども、二回試験に不合格となり、新65期と共に二回試験を受けて合格した者は、新65期であるが、貸与制の下で修習した者ではない。また、70期で司法修習をしたけれども二回試験に不合格となり、71期と共に二回試験を受けて合格した者は、71期であるが、貸与制の下で修習している。そこで、一部でも貸与制の下で修習した者を特定す

るために、第2条の「のうち」までの複雑な規定ぶりとなっている。

若干詳しく説明すると、平成24年12月以降に司法修習生の修習を終えて、弁護士である会員になった者ということで、新65期以降となる。括弧書きで、裁判所法第67条の試験とあるが、これがいわゆる二回試験である。この二回試験を平成23年以前に受験した者は、給与を受けて修習しているので除外し、また、その次の司法修習生の修習のため通常必要とする期間として、同年、これはつまり平成23年であるが、7月から平成24年12月までと定められた司法修習生の修習をし、同年11月に実施された試験を受験した者とあるが、これは65期で給与を受けているので除外している。

そして、初めて司法修習生として採用された日が平成28年1月以前であるものというのは、70期以前となる。70期より後は、修習給付金を受けている。また、それに続く括弧書きであるが、初めて司法修習生として採用された日が、平成23年7月以前であって、次に司法修習生として再び採用された日が平成29年1月以降の者は、修習期間中、給与と修習給付金を受けているので除外している。

それでは、第3条について御説明する。給付金の受給要件の規定である。申請期間についてであるが、給付制度に係る支出見込みについて、一定程度の予測可能性を持たせるために、指定する期間内に申請することを要件とした。具体的には、2ページを御覧いただきたい。対象会員の申請機会を確保するために、修習終了年月日に応じて、申請期間を3回設け、その始期は各修習期の最高裁判所からの修習資金の年賦金の返済請求時期に合わせることにした。ただし、平成24年12月に修習を終えた新65期については、既に返還請求時期が平成30年7月に到来しており、また平成25年12月に修習を終えた者については、返還請求時期が平成31年7月到来の予定である。この方々については、なるべく早い支給が望ましいので、制度開始直後の可能な限り、早期に支給できるように制度設計をした。以上が、申請期間についての説明である。

その他の要件として、第1号は、登録期間が通算して5年を経過していることである。これは、一定期間、会費を納入した会員を対象とすることで、給付の合理性がある程度担保できると考えたためである。

次に、第2号は、会費の納入は会員の基本的な義務であるので、当連合会及び弁護士会の会費及び特別会費を滞納していないことを要件とした。

そして、第3号は、会員に対する給付制度であるので、申請から給付を受けるまでの間、弁護士であることを要件としている。なお、第1号、第2号では、日弁連から弁護士会への送金、そして弁護士会から対象会員への送金の処理に一定の日数が掛かるため、基準日を設けている。

第5条では、日弁連重要課題特別会計から支出をすることを定めている。この給付制度は、期間のある時限的な事業であることと、その運営実績及び収支の状況を明確にすることが望ましいことから、一般会計から本制度に必要な額を特別会計に繰り入れることにした。特別会計を乱立することは好ましくないことから、既にある日弁連重要課題特別会計が現時点では利用されていないので、この特別会計の設置要綱を改正し、ここから給付金を支出することにした。

第6条では、給付金の内容、支給手続等は、規則に委任することとした。規則案は、本

議案書の参考資料として5ページ以下に添付している。本議案が承認されたら規則案について、理事会に提案する予定である。

給付金の返金及び施策の見直しについて、第4条と附則で定めている。当連合会は、昨年5月の定期総会の決議に基づいて、引き続き国による是正措置の実現を目指すことに力を尽くすので、今後国による是正措置が実現した場合には、第4条で給付金の返還を求めることができる旨を定め、またその内容に応じて本規定を見直すことができる旨の附則を置いている。

それでは、給付金支給に至った経緯と給付金の事業規模について、簡潔に御説明させていただく。本提案に先立って、当連合会の施策として谷間世代を対象とした一般会費の減額を検討していた。そして、弁護士会、関連委員会に意見照会をした結果、会費を減額しても所属する事務所や企業が会費を負担している会員も多くいるので、当連合会が谷間世代の会費を負担している事務所や企業に会費減額の趣旨を説明し、谷間世代の会員への配慮を要請しても解決できない場合も考えられるということであった。また、育児期間中の会費免除等により会費を免除されている会員は、会費減額の対象とならない期間が生じることなどの懸念も指摘された。

また、会財政の観点から意見照会をした減額幅について、慎重な意見もあった。さらに、会費減額は、会費シミュレーションの方法に依拠するところが大きいいため、減額の金額の検討が難しい状況にあった。

以上を踏まえて、更なる検討をした結果、現在の繰越金相当額のうち、幾らを使うかという観点で、給付制度がより理解を得やすい制度であり、かつ、妥当な制度であると考え、本議案の提案に至ったものである。本給付金制度の提案に当たっても、弁護士会及び関連委員会に対して意見照会を実施しており、弁護士会においては、賛成42会、反対4会、意見留保6会という結果であった。また、関連委員会は、いずれも賛成の回答であった。

次に、給付金をどのように定めるのかも大変難しい判断が必要であった。当連合会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命に基づき、創立以来、様々な分野において積極的な活動を続けており、その社会的責務は、更に高まっていくところであるので、当連合会が今後も積極的な活動を行うための経済的基盤を維持しておくことは、極めて重要である。

そこで、今回の給付制度の金額を検討するに当たっては、今後も当連合会が積極的な活動を続けられ、かつ想定され得る有事にも対応できるだけの経済的基盤を確保することを前提とした。

谷間世代の会員数は約9,700人であり、給付金額20万円とした場合、その事業規模は20億円程度となる。当連合会は、平成29年の決算の一般会計の繰越金は、約44億円であるところ、南海トラフ地震や首都直下型地震といった有事を想定した際の非常時の支出を想定しても、給付金20万円であれば、当連合会の活動の経済的基盤を辛うじて維持できるものと判断した。

以上のとおり、本提案は昨年5月の定期総会の決議に基づき理事会で丁寧に議論し、意見照会の結果や理事の意見に丁寧に耳を傾け、その上で、日弁連の会財政からでき得る限りの会内施策を検討し、給付制度の提案に至ったものである。

また、提案理由第7でも記載しているように、当連合会は引き続き国による是正措置の実現を目指すことに力を尽くす。今後も当連合会の会員が、断絶することなく一体となって統一性ある組織を形成し、弁護士自治の堅持、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現に資することを願い、本提案をさせていただく。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

福永紗織会員（熊本県） 「まず、この決議については、20万円の給付ということで国に対する是正策がおざなりになってしまうのではないかという不信感がある。提案理由には国に対する是正策について引き続きやっていくということではあるが、去年の5月25日の定期総会で一度決議され、6月5日にこの関連の院内集会が行われたが、そのときに会長が御出席にならなかった。

今年の2月7日にも院内集会が行われたけれども、この開催に当たってもなかなか執行部の承認が得られずに、また、会長が御出席されなかった。今後、引き続き是正策を採られていくということであれば、院内集会を年に何回開いていくのか、また、会長が御出席をきちんとしていただけるのか、その点を御回答いただきたい。

また、私は日弁連の修習対策問題の事務局のメンバーでもあるが、執行部の先生がその会議の中で、谷間世代の問題を国に訴えていくということが、日弁連にとってマイナスになるのだという発言をされた。それはどういう御趣旨なのか、教えていただけたらと思う。

さらに、20万円の給付が新たな世代間断絶を生むのではないかという懸念があるが、それに対する防止策などはどういうふう考えているのか。

また、日弁連が給付して、裁判官と検察官との差が出てきてしまうし、他の単位会でも対策を練って給付もしていただけるという流れも出てきているが、それは、結局は、他の弁護士会ごとの差を広げていくことにもなりかねない。それで本当に谷間世代が、公益的な活動に今後も積極的に従事していこうというふう考えていくことになるのか。また、給費制が廃止されたのは、裁判官、検察官に対しては、修習中に給付をするのは皆さんの理解が得られるということだったと思うが、私人である弁護士になる人に対して給付するのはおかしいということで、経済的な問題によるものだったわけであるが、弁護士会が給付するとなると裁判官、検察官に対して、何らかの措置がとられ、そうするとまた弁護士会との間で、差がどんどん広がっていくというような懸念もある。法曹三者間の一体性というものも重要であるところ、そういうことについてはどういうふうにお考えになっているのか。」

正木副会長 「院内集会については、今の時点で、年に何回するかというようなことは、お答えはできかねるが、今年度もそうであったように、適切な時期にやっていっていると思うので、来年度もタイミングを考え、適切な時期に行っていくことになるだろうと考えている。

また、会長の出席については、やはり時期とタイミングがあるものと、私は認識している。今、会長は、そのタイミングではないと考えておられて、出席されていないのだと思

っている。

2番目の質問は、国に訴えることがマイナスになると考えているというような質問であったが、日弁連としては、何度も申し上げているように、国に対する是正措置は、これからも求めていくということである。

20万円の給付が新たな世代間の断絶になるのではないかとというような御質問については、この支給によって、執行部では、谷間世代に寄り添うことで会員間の一体性がより深まり、断絶が解消されるものと理解している。

最後の質問は、検察官、裁判官と弁護士の間で不平等が生じるのではないかと、弁護士会員間でも差が生じるのではないかとというような御質問だったかと思う。これについては、裁判官、検察官、弁護士という職業の間、それから弁護士会員の間で、従来より様々な差があったところなので、同一の取扱いをするということについては、困難であろうと認識している。

また、谷間の問題も同様で、各弁護士会がそれぞれの自主性に基づいてどういうふうに対応していくかということを考えてやっていくことであって、日弁連が各弁護士会に同一の扱いを求めることは、現実的ではないのではないかと考えている。各会がその財政状況、その他会員の意見等々に応じて取り組むべき課題であろうと考えている。」

吉岡康祐会員（岡山） 「第1号議案では、会費減額ではなく支給ということになっており、第2号議案では、会費の免除ということになっている。会費減額の場合は、事務所、あるいは企業が負担をしているところがあって、その個人にお金が渡らないから第1号議案の場合は支給するのだという提案理由があったが、第2号議案とどういうふうに統一的に理解すればよいのか。

また、弁護士会で反対が4、保留が6という説明があったが、どこの会か教えてもらいたい。特に保留の会では、どのような意見が多かったのかということ差し支えなければ聞かせていただきたい。

最後に、20万円の支給で終了するという案であると理解してよいか確認したい。」

正木副会長 「まず第1番目の質問については、育児免除は、既に現行の規定において会費免除ということが定められているので、制度の分かりやすさを考慮して本改正についても給付ではなくて、免除の延長を提案した。確かに、事務所等が会費を負担している場合もあるので、その場合も、会員の所属事務所に対する経済的支援によって、会員は事務所に所属した状態で、業務を継続しやすくなり、会員に対する仕事と育児の両立の支援につながるということで、第1号と第2号は統一的に理解できるものだと考えている。

2番目の質問については、先ほどの趣旨説明でも述べたし、提案理由でも記載しているが、引き続き谷間世代の問題については、取り組んでいく予定である。

給付についての意見照会の結果については、反対が4であったが、反対がどこの会であったかということについては、即座にお答えすることはできないが、反対の理由として記憶に残っているところは、給付をしても不平等感や公平感を減少することはできず、谷間世代そのものの救済にはあまりならないというような意見や、財政的に大きな影響がある

ので妥当ではないというような意見が多かったかと思う。

留保の会は、大体において会内で賛否両論があって留保したというところが多かったと記憶している。」

吉田哲也会員（東京） 「私は、修習期が65期、いわゆる谷間世代と呼ばれている当事者である。執行部の皆さんは、この案が本当に谷間世代の支援あるいは救済になると考えておられるのかということを端的にお聞きしたい。

併せて、正直な私の心情を申し上げますと、谷間世代をあまりに馬鹿にしているませんか、そういうこともお聞きしたい。」

正木副会長 「執行部としては、提案理由でも説明したように、やはり谷間世代の会員が、不平等感を抱きながら仕事をしている方もいらっしゃるというようなアンケート結果等々に鑑みて、この議案は谷間世代の支援になるとともに、会の一体性を確保し、弁護士自治等を堅持できるものと考えている。決して谷間世代を馬鹿にしているということではなくて、執行部としては寄り添って谷間世代を支援していると考えている。」

川面武会員（第一東京） 「特定の会員に賄賂的なお金をばらまくような制度は、外国の弁護士会ないしは国内の士業団体に類例があるか。また、平成29年の裁判所法改正の趣旨は、どのように考えているか。」

正木副会長 「平成29年の裁判所法改正の趣旨は、法曹人材の確保、これが主となっている。諸外国のことについてであるが、この問題は、日本の法曹に特有の話であると承知している。そのため、外国の弁護士会、国内の他士業団体の調査はしていない。」

及川智志会員（千葉県） 「議案書の3ページの提案理由第2の1では、平成29年の裁判所法改正について、『もっとも、この制度による修習給付金の支給対象は、同改正裁判所法施行後に採用される司法修習生に限定され、「この法律の施行前に採用され」た司法修習生については適用しないものとされた』と記載されているが、ここが趣旨と関わってくると思う。

この議案書の第2の2の2段落目では、『司法制度の最終的な受益者は』とあって、その次の行に、『国には公費で法曹を養成する責務がある』と。私はこれが趣旨であるべきだと思っているが、そうすると国には公費で法曹を養成する責務があるのであれば、先ほど読み上げていた部分については、いわゆる谷間世代にも適用するとなるのが当然であって、そう考えないとおかしいはずである。

しかし、そうならず、正反対になってしまったことが、今回のそもそもの問題であるから、どうしてそのようになってしまったのか。日弁連が長年かけて本部で運動をしてきて、そして最後の最後にどうしてこのようなことになってしまったのか。まず、この問題の根本のところ、どうしてそうなったのか、執行部からの説明を求めたい。

2点目は、日弁連が、弁護士会がまとまっていくと、一丸として弁護士自治を守ってい

く、そして弁護士の活動を守っていく、それは本当に大事なことだと思うが、そうすると、この議案について、いわゆる谷間世代の方々だけではなく、それ以外の方々の納得も得なければいけない。翻って考えてみると、そもそもの問題というのは、給費制が廃止されてしまったことにあると思う。なぜ、給費制が廃止されてしまったかという、弁護士を激増させてきたという政策があったからだと私は思っている。そうすると、そもそもの原因というのは、弁護士人口を急増させてきたことにあり、その原因たる弁護士増員政策というものを日弁連は転換するべきではないかと思っている。

日弁連執行部としては、弁護士増員政策を転換させる御意向があるのかどうか、確認したい。」

正木副会長 「まず、執行部は弁護士増員の政策を転換させる意向があるのかどうかという質問であるが、それは谷間世代の問題とは、別の問題だと思うので、お答えは差し控えていただきたい。

それから、法曹養成は国の責務であるかどうかということについては、日弁連もそう考えており、ずっとそれは訴えてきているところである。

ただし、今回の給付制導入に当たっては、立法事実として新たに法曹人材の確保ということでもって、新たに給付制の導入がなされたということである。」

及川会員（千葉県） 「公費で法曹養成をすることが、国の責務であるとするれば、こんな問題は生じなかったのに、どこでねじれたのかどうなのか分からないが、日弁連は方針を転換したのか、それとも転換したものでなければ、どうしてこのような結果になったのか、その原因はどこにあるのかということをお教えいただきたい。」

正木副会長 「日弁連は、方針を転換していない。法曹養成は国の責務であるということをお訴え続け、できる限りのことをやっている。今回の給付制は、別の観点から導入されたということである。」

遠藤直哉会員（第二東京） 「繰越金というか、日弁連の余剰金が44億円ということであるが、この給付金が日弁連だけでなく、弁護士会においても今後実施される予定かどうかをお聞きしたい。すなわち、今回の提案は理解したが、数年先、1年先、2年先、3年先、5年先をどうするという展望を持っているのかどうかをお聞きしたい。

大阪弁護士会は20億円の繰越金を持っている。東京三会は12億円、12億円、56億円の余剰金がある。これらの会だけで100億円あって、その他地方会を合わせると120億円から150億円の余剰金があるが、これは質問状を既に出してあるので、日弁連には全国からお集まりの弁護士に明らかにしてもらいたい。全国で120億円から150億円の余剰金があるのに、なぜ有効に使わないのか。

また、2分の1を弁護士会が持って、国に2分の1負担させるとする私の案について検討されたのか、答えてもらいたい。谷間世代の債務を国に免除させるのに、彼らに任せておいてできるわけがない。国に免除させるには、日弁連が先頭に立ってやらなければ駄目

ではないか。私の案であれば、弁護士会が2分の1持って、国が2分の1持つのであるから、それが可能となる。

最後に、司法修習制度の廃止を検討されているのか質問したい。このお金を弁護士会がずっと出し続けたら、やはり困るであろう。そのため、司法修習制度の廃止をこの理由の中になぜ盛り込まないのかを質問している。」

正木副会長 「まず、各弁護士会の繰越金については、日弁連の方では分かりかねる。また、会が半分、日弁連が半分を負担する等施策については、検討していない。司法修習制度の廃止についても、日弁連では検討していない。」

伊藤建会員（富山県） 「私の父は、会社勤めであったが、経営が悪化してタクシーの運転手になった。そして世帯年収は平均より下、そんな家庭で育った。このため、大学の学費、ロースクールの学費、その間の生活費は、奨学金で賄い、その総額は1,000万円を超えている。

私がロースクールを卒業したのは、平成23年だから、新65期である。その直前、平成22年には新64期の貸与制が延期され、期待が膨らんでいた。ところが平成23年3月、東日本大震災があり、貸与制の延期がもう望めないのではないか、そう思い、進路転向を考え始めた。

そして、平成23年9月、私は司法試験に合格したが、当時法曹は就職難であった。貸与制も見込まれ、兼業も禁止であるから、更なる借金の増額は返済が困難であると判断し、司法修習へ行くことを見送った。

しかし、その1年後、私は弁護士になる夢を諦めきれず、司法修習に行くことを決意した。そして司法修習貸与金として、300万円の負債を負うことになった。その後も就職難だったから、内定をいただいていた法律事務所があったけれども、内定を断られてしまって、やむを得ず滋賀県内で即独をした。開業資金として、更に400万円を超える負債を負った。こうして私の法曹生活のスタートは、重い経済的負担を負って始まった。

その後、この問題に取り組むため、私は給費制本部の事務局員として活動した。平成26年頃のことだったと思う。この運動に貸与世代以外にも、もちろん給費世代の方々も闘ってくれて、そのことに私はすごく感謝をした。

そして平成29年、裁判所法が改正され、修習給付金が創設された。非常にうれしかった。しかし、この修習給付金の創設のために汗をかいた谷間世代は、遡及適用がされないことから、この制度の恩恵を受けることができなかった。私たちの頑張りは何だったのか。谷間世代は、見捨てられたと感じている。

その後、平成30年5月25日、日弁連の総会において、谷間世代の者がその経済的負担や不平等感によって、法曹としての活動に支障が生ずることがないように、引き続き国による是正措置の実現を目指すこと及び当連合会内で可能な施策を早急に実現することに力を尽くすと決議された。

ところが、平成30年7月に、新65期の返済が始まろうとしたとき、私たちはこれを阻止するために院内集会を開催しようとした。議員要請もした。しかし、この当時、残念

ながら日弁連執行部には、貸与金返済据置期間の延長を検討する旨の陳情には、積極的な御協力をいただけなかった。

私たちは、その7月4日、谷間世代の有志でやむを得ず記者会見をした。この問題をどうにかしてくださいと、世に訴えた。その後も、平成30年内には院内集会は開催されず、院内集会をやるのがマイナスになるというような御発言もあったように記憶している。

こうして私たち谷間世代は、この総会決議が果たして本当なのか、本当に決意していただいているのか、力を尽くしていただけるのか、非常に懐疑的になっているということを申し上げたい。

この第1号議案の提案というのは、こうした中でなされた。第1号議案は、谷間世代の会員に対し、総額20万円の給付をするものであり、その事業規模は約20億円、繰越金の半分を占める。このような前例のない大きな事業規模の御提案をいただいたことにつき、反対の声はあるかもしれないが、私自身は、心から感謝を申し上げたい。

その上で、早急に実現することに力を尽くすという決議が嘘ではないことも理解することができた。

第1号議案が提案される前には、平成30年6月29日に10年かけて、総額42万円の会費減免をするとの提案があった。ところがそれが、10月15日付けで約20万円の給付措置に変更された。20万円というのは、平均貸与額300万円のわずか6.7%であり、新たに創設された修習給付金の基礎給付額の12%弱にすぎない。貸与金の1回当たりの返済額約30万円にも届かない金額である。谷間世代の中には、救済が後退していると受け止める者もいる。

提案理由には、南海トラフ地震や首都直下型地震といった有事を想定したとあるが、当初提案されていた救済策の総額が半分以下に減少された経緯の説明としては、やや不十分なのではないかと考えている。

そこで第1問として、なぜ10年かけて総額42万円の会費減免をするとの提案から、20万円を給付することになったのか、詳細につき説明を求めたい。

その中で小問の2として、1人当たりの金額を20万円とした理由は何か、その算定根拠を明らかにしてもらいたい。

三つ目の質問として、総額42万円とし、10年間にわたって給付をすれば、一時的なキャッシュフローに与える影響というのは、1会員当たり4万2,000円となる。他方、一回限りの給付措置になると、1会員当たり20万円のマイナスの影響をキャッシュフローに与える。このように、キャッシュフローに与える影響が大きいからこそ、支出金額が制限されたのではないかと疑念を持っている。それにもかかわらず、このような一括払いを選択したという理由についてもお答えいただきたい。併せて、それ以外に検討した方法があれば、その方法の具体的内容は何か、当該方法を採用しなかった理由についても御回答いただきたい。

その上で、今後の活動について、二つ目の質問をする。平成30年5月25日の決議では、国による是正措置の実現と会内施策両方について言及があった。今回は、この後段に当たる連合会内で可能な施策を早急に実現するためのものであると理解している。

他方で、この総会決議の前段には、谷間世代の者がその経済的負担や不平等感によって、

法曹としての活動に支障が生じることがないように、引き続き国による是正措置の実現を目指すことに力を尽くすと書いてあるが、この第1号議案が可決されることによって、その経済的負担や不平等感により法曹としての活動に支障が生ずる事態が解消されたと解釈されてしまったら、国による是正措置の実現の必要性はなくなってしまう。

しかし、私は、第1号議案が仮に可決されたとしても、20万円程度では、支障が生ずる事態が解消されたというには至っていないと考えている。確かに、平成31年2月7日には、院内意見交換会に御協力いただいたが、谷間世代を含む会員の中には、日弁連として谷間世代に対する国による是正措置を求めることなく、幕引きをするのではないかと、また、国による是正措置が実現しなかった場合には、依然として谷間世代には、法曹としての活動に支障が生ずる事態がある者が取り残されることになる、そういった懸念がある。そこで、今後も日弁連は、引き続き国による是正措置の実現を目指すことに力を尽くすことを本当にお約束いただけるのか伺いたい。

また、第1号議案は、日弁連によるこれ以外の是正措置の可能性を否定するものでないことも確認したい。

以上を踏まえて、先ほど会長の方から公費による活動領域の拡大というお話があったが、それ以外の施策も含めて検討していただけるかということも含めて、今後の活動について日弁連としての方針、意気込みをお聞かせ願いたい。」

正木副会長 「まずは、42万円の会費減額から20万円の給付になった経緯については、会費減額を当初検討していたが、意見照会の結果、多くの慎重意見、反対意見が寄せられた。そして、その中には、会費減額よりも給付の方が良いという意見も多くあった。また、財政規模についても、慎重意見が多かった。このような意見照会の結果を踏まえて、日弁連としては、会財政全体に与える影響をより慎重に検討すべきだと判断して、今回、給付の方に方針を変換するという事になった。

給付の金額を20万円にした根拠については、有事として南海トラフ地震、首都直下型地震を念頭に置いた。この二つについて、中央防災会議の資料を基にして、被害状況において、日弁連の会員に対する福祉厚生規則に係る弔慰金及び見舞金を試算した。そうすると、南海トラフ地震では約8億2,000万円、首都直下型地震では約2億6,000万円の支出が見込まれるという想定になった。しかし、これは建物が全壊した場合のみを前提とした試算で、日弁連の災害見舞金は建物が半壊した場合でも支給されることになっているので、半壊の建物が全壊の建物と同数と仮定すると、南海トラフ地震では約15億9,000万円、首都直下型地震では約5億2,000万円の支出が想定されることになる。

また、今後も日弁連としては、人権の擁護と社会正義の実現のために、新たな政策課題についても、相当額の支出が必要と思われるので、それらも諸々考慮して、繰越金はある程度残しておく必要があると判断し、給付金額を20万円とした次第である。

総額42億円を10年間にわたって給付にした方がキャッシュフローに与える影響等々から良いのではないかとというような質問について、質問者の方では、単に対象会員の一人当たりの金額を指摘しているかと思うが、10年分割となると、その分、各年度における支給すべき対象会員の数は増加する。このため、質問者の言うような単純なキャッシュ

ローにはならない。また、振込回数は、10年となると10倍ということになるので、振込手数料も10倍ということになる。

今回提案している一括給付の場合は、一度に特別会計に本事業に要する費用を一括して繰り込んで運用していくことになるので、2019年度は予算上のインパクトが非常に大きいかと思うが、その後は収支の均衡に特別な影響は与えないということになり、20万円の一括給付を検討したわけである。

さらに、今回の提案に当たって、執行部として具体的に検討したものが他にあるかという質問については、会費減額と給付金の支給の二つである。

そして、第2問目の小問として、今後の日弁連の姿勢、対応についての質問があったが、この点については、会長の方から回答する。」

会長 「この問題について、これからの会内施策を今後どうするのか、これで打切りかと、そんなことはないので、それをあえて言うわけではないし、これからの執行部はどう考えるかという問題である。

国に対しての訂正を求める姿勢、施策、そういうものはあるのかという御質問だと思う。この1年間、あらゆる機会をもって議員さんとも頻繁に会っているので、お話しはしている。ただ、正直申し上げて、187億円を谷間世代に支給せよということを具体的に言っていない。

先ほどの御質問の中で、対策本部の方から意見書を出してくれというような御要望もいただいた。全く実現性がないと思っている。それを日弁連の意見として対外的に言っているのだろうかというのは、非常に悩ましい問題である。駄目元なのだからというお話も伺ったが、それを言ったことによる社会的なインパクトはどうなのだろうか、国民はどう思うのだろうか、国会議員はどう思うのだろうか、弁護士自治に影響はないのだろうか、いろいろなことを考えている。

先ほど院内集会について、なぜ会長は来ないのかと、院内集会に会長が出たケースがあるのかどうか分からないが、およそ実現がまだ見通せない中で、国会内でそういう形で日弁連を代表してという形は時期尚早というか、控えたいと思っている。

では、どうするのだという、これは私が言わなくても議員の方から朝食会でその話は聞いているけれども、何か良い方法はありますかと、逆に聞かれることがある。

先ほどの公費による活動領域の拡大が一つの方向性と言う先生もおられる。これは谷間世代ではないではないかということなのだが、谷間世代にターゲットを絞った施策というのは、なかなか難しい。ただ、LACも含めて今開発されている活動領域の拡大の多くは、60期以降の先生方が担っておられ、LACだと6割という数字もある。

これから、いろいろなテーマがある。具体的にどうかということについては、これから関連委員会等々に3つか4つ諮問をしてお願いしたいと思っているが、そういう形で公費による注入ということを考えていきたいと思っており、若手サポートという面では、日弁連がかなりの活動費、そして労力を使ってやっているの、そういう努力はこれからも一生懸命やりたいと思っている。

財務関係のことについて一言申し上げますと、本日は、育児期間中の会費免除も議案にあ

る。議案書の32ページによると、既に数年後には、単年度収支が赤字になるというシミュレーションとなっている。これは減額をしていないわけであるから、このシミュレーションは変わらない。そうすると、繰越金からこれを組み入れていかなければいけない。こういうバランスシートの中でも、非常に難しい状況にあるということを御理解いただければと思っている。」

鍋島泰樹会員（神奈川県） 「大所高所、大義の話が出ているところで、細かい条文の話で申し訳ないが、規則の第5条第2号のところで、司法修習生に対する給与又は修習給付金に係る是正措置が講じられたときには、日弁連は給付金の返金を求めることができ、受領者は返金しなければならないとなっている。国が、弁護士会が出した20万円を面倒見ようという、返さないといけないのか。それとも谷間世代の前に給与で300万円を超える支給があった時代のものを目指し、それが達成されなければ返さなくていいのか。あるいは、是正措置で、今も私は不十分だと思っているが、修習給付金程度が支給されたら、返金を求めるのかという、獲得目標というか、どのぐらい本気で返還を求めようと思っているのか。これは国にどれぐらい本気で求めようと思っているのかという立場と、谷間世代に対して給付したからには返さなくていいよという、これは立場によって、とても大きい意味を持つと思うので、獲得目標というか、何をしたら返してもらいますよと思っているのか、決まっていたらお答えいただきたい。」

正木副会長 「返金を求めるということは、抜本的に国による是正措置が実現したことを前提としている。」

福永会員（熊本県） 「先ほど会長が、院内集会に出られた会長がいるのでしょうかということであったが、私が弁護士になって5年過ぎたが、どの院内集会にも会長に御出席いただいて、村越会長などは、日弁連の委員会にも出席していただいていた。

また、会長が、国民の理解を得られないかもしれないとおっしゃっていたが、それは会長が院内集会に御出席されたり、国会議員の先生方との要請に一緒にお付き合いいただいているからではないかと考えるが、いかがか。」

会長 「いわゆる給費制の29年の実現を目指してということ、これは当然、出て頑張れるという世界ではあるかと思っている。院内集会については、逐次副会長が出ているので報告を受けている。それから、議員の方々の発言も読んでいるが、皆頑張れと、抽象的なお話はよく頂くし、私も現に頂いている。

では、私が汗をかいて、議員立法でもやろうという方は、ほとんどいなかったのではないかと考えているので、これはなかなか難しいなど。私が会っている先生方の中でもそういう人は見当たらないわけであり、ただ、抽象的には皆頑張れと、だからその抽象的なものを具体的にどうしたら良いかということ、これから本部の先生方も含めて考え、運動をしていきたいと思っている。」

芹澤杏奈会員（神奈川県） 「66期でいわゆる谷間世代の会員である。私は、家庭の事情で一時期弁護士登録を外していた時期があった。個人的な事情にはなるが、同じような状況の方が生まれるのではないかと考えて質問をさせていただく。

私は、弁護士としての登録期間というのが、一番最後の申請期間でも4年10か月にしかないのです、今のままの条項では、私はこの給付を受けることができない。そういった際の救済措置のようなものはあるのか。ちなみに、私の所属する神奈川県弁護士会でも、先週同じような議案の審議がなされ、先輩方から一人の会員も切り捨ててはならない、仲間を切り捨ててはならないということで、条文を改正して、救済をしていただくという措置を採っていただいて、大変感動した。」

正木副会長 「この対象会員については、やはり何年かは会費を払っていただいていることが必要で、それによって合理性が担保できると考えて、5年間ということで、申請期間を3回としているので、これに該当しなければ残念ながら適用はされないということになる。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

福永会員（熊本県） 「先ほど会長から、国会議員の中で抽象的にしか応援していただけていないとお話しいただいたが、先日の2月7日の院内集会では、私が熊本地震の経験を踏まえて、弁護士会の活動について御紹介させていただいた。

私は借金をしながらする修習生活の中で、国から自分は公費を使ってまでも育てる価値がないと言われてるように感じながら修習をしてきましたというお話をし、そして先輩方は、修習給付金を頂いて国に育ててもらったから弁護士になって、恩返しをしないといけないという気持ちを持ちながら、弁護士会の活動をすることがとても羨ましく思っているというお話をした。

その中で、熊本地震が起き、国民・市民の方々から求められているそのときに、弁護士として最大の活動をしなければ給費をもらうべき存在ではないと思いついてきたというお話をさせていただいた。しかし、貸与金の返済が始まれば、また私たちは、結局、国から見捨てられ、日弁連から見捨てられた存在だという思いで、弁護士として活動していかないといけない。

本当であれば頑張っ、私たちは個人的な志によってしか弁護士の活動ができなくて、いろいろな活動をする中で、忙しい中でやっていくときに、やはり貸与金の返済を目の前にして、今までやってきた活動をどれか一つでも減らさないといけないなという気持ちになる。本当はやりたいそういう活動が、それを理由にはいけないかもしれないが、そうになってしまうという思いがあって、そうした谷間世代が多く発生することを防いでほしい。それが日弁連がやるべきことなのではないかという気持ちでやってきている。

それで、国会議員の先生が私の発言を聞いて理解していただいて、ずっと残って聞いていただいたし、修習給付金13万5,000円では少なすぎるから、法務省に行って掛け

合おうと言っていた自民党の議員さんたちが、また同じように法務省に掛け合おうという話までしていただいている。そういう中での情勢なので、会長もその情勢を踏まえてやっていただきたい。

また、この給費制がなぜ廃止されたのかということが先ほど質問に上がったが、谷間世代の私たちの考えとすると、私の個人的な意見かもしれないが、やはりロースクール出身の私たち弁護士と先輩たちは違うという意識があったからこそ、こういった給費制の廃止が見過ごされてしまったのではないかという気持ちもある。

最初は、弁護士になった当初は気持ちがすごく強かった。ただ、これまでいろいろな先輩方が、給費制の問題はおかしいと言っていたいて、熊本県弁護士会では熊本で裁判しているが、過半数の先生方が代理人になっていただいたり、そうした応援していただく気持ちの中で、それまで抱いていた世代間の断絶というのが、思っている気持ちというものがなくなってきた。

そのため、今後も先輩方がこの問題を忘れないでやっていただくということを示していただくことこそ、世代間の断絶を生まないのであって、むしろ私の個人的な見解とすると、理解していただいている先生方もたくさんいらっしゃるが、そうではなく私たちの問題を自己責任だとか、そういう観点で捉えられている先生もやはり数少ないかもしれないがいらっしゃる中で、会費減免をやることによって、またそういった世代間の断絶が生まれたりだとか、そういった心配をせざるを得ない気持ちで私は反対という意見で、もしこの問題をされるなら、まずは日弁連にどういうふうに本当に私たちの問題を捉えているのか、しっかり考えて、それを表明していただきたい。」

吉岡会員（岡山） 「先ほどの女性の方の御意見はもっともだと思うが、国に対する是正措置の問題については、今日引き続き取り組むという御答弁をいただいているので、それを前提にした上で、会内措置についてどうすべきかという点について、意見を述べたいと思う。

基本的には、私も会費減額ではなくて支給派なので、一定の金額を支給するという案に賛成する。先ほど、正木副会長あるいは菊地会長から引き続き取り組みますという御答弁があったが、それがどの点について引き続き取り組むのかというのがちょっと明確ではなかった。国に対する是正措置を求めることは、もちろん引き続き取り組んでいきますというのは議案書に書いてあるから分かるのだが、この20万円支給で終わらせるのではなくて、会内措置として引き続きいろいろなことを検討していくと私は善解をして、そういう趣旨での御答弁であれば賛成する。

したがって、要するに20万円ポッキリで終わらせるなということである。会内措置の目的というのは、対象会員の経済的な救済というよりも、正木副会長がおっしゃったように、寄り添って一体感を持っていくために、会が何ができるのかという観点から考えるのが非常に重要であると私も思っている。

71期以降が国から約150万円支給されていることから、もし経済的救済不要、負担感の軽減ということであれば、少なくとも谷間世代にも最低でも150万円を支給しないとバランスが取れない。しかし、財政上、9,700人に150万円の支給は無理だと私

も思う。とすれば、どの程度給付すれば良いかと非常に難しい問題になるが、20万円ポッキリで我慢しろというのであれば、先ほど谷間世代を馬鹿にしているのかという意見もあったように、国からも見放され、弁護士会からも見放された気分になるのは当然だと思う。

なぜかという、もちろん44億円の繰越金から半分出すというのは、日弁連始まって以来の大支出で、もう清水の舞台から飛び降りるどころでない話だと思う。だから、その英断については評価するが、しかしながら谷間世代以外の会員は、今まで貯めていた金を出すだけで身を切っていない。懐は傷んでいないのである。だから、実現できるかどうか分からないし、会員の御理解がいただけるかどうか分からないけれども、例えばひまわり基金を創設したときのように、一会員から月1,000円でも2,000円でも集めれば、谷間以外の会員が約3万人弱、仮に1,000円集まれば年間1万2,000円、そうすると1年間で3億円集まる。2,000円だったら6億円集まる。10年続けようではありませんか、というような案を検討したことがあるのだろうか。

あるいは、またそれを創設するために、では司法改革に積極的に賛成した人、合格者大幅増員に積極的に賛成した人、その人たちから高額の寄付金を執行部が集めに回っていただきたい。あるいは、20年間にわたっての日弁連会長、副会長、そして、私もやむを得ず出すので、基金を作る前提の基金を作って、だから全国の会員の皆さん、1,000円協力してくださいというような基金の創設などを考えたことがあるのだろうか。

それから、先ほど大阪の弁護士さんが言われたように、弁護士会にも確かに繰越金はある。ただ、日弁連の臨時総会の前に弁護士会でいろいろな会費減額だとか、支給策を検討されていて、決議された弁護士会が幾つかあると聞いている。静岡とか、新潟とか、佐賀とか神奈川は幾つか聞いているが、この問題は弁護士会でバラバラになってはいけない問題だと思う。

しかし、日弁連で20万円支給するというのでは余りにも少ないから、自分のところの会員は見放さないということで、本当にやむにやまれずそういう決議をされたのだと思う。それは、やはり日弁連は許してはいけない。できる限り、今回は20万円で決まるとすれば、私も喜んで賛成はする。しかし、それに終わらずに、引き続き今私が言ったような基金の創設だとか、あるいは例えば、日弁連は会員が死亡したら、確か弔慰金が45万円だったか50万円だか出ると思う。それが年間どれくらい出ているのか知らないが、そういうお金を支給するのは止めて、資金を作るなど、いろいろそういうところを考えて、今後もこれだけで終わらずに、谷間以外の会員も身を切って、一緒になって考えているんだよという姿勢を示すことの方が重要なのではないかと思う。その意味では、留保付きの賛成である。」

伊藤会員（富山県） 「今回、この第1号議案というのは、5月25日の総会決議、当連合会内で可能な施策を早急に実現するために力を尽くしていくと、これに基づくものというお話があった。私もそう理解している。

そして、また短期間で、日弁連執行部の皆様が、谷間世代のことを真剣に考え、限界まで調整をしていただいたということもよく理解することができた。また、会長から引き続

き国による是正措置の実現を目指して力を尽くしていただけること、また、これで打切りではないというお言葉もいただくことができました。

実は、私はこの二つのお言葉について、もしノーであった場合に備えて、附帯決議を上げようという、動議を出そうという活動をしていた。具体的には、こういう内容である。

『本会は、本規程の施行に当たっては、いわゆる谷間世代のものがその経済的負担や不平等感によって、法曹としての活動に支障が生ずることのないよう、次の事項について格段の配慮をすべきである。1. 引き続き国による是正措置の実現を目指すということに力を尽くすこと。2. 本規程外の本会による是正措置の可能性を否定するものではないこと。』

この附帯決議の動議を求めるべく、本日まで準備をし、今日ここに多くの会員の支持を得ることもできている。ここにいる青いTシャツの皆さん、それ以外にも谷間世代、谷間世代でない人も問わずに御協力を得ることができた。

しかし、ただいま会長から、私が求めていた附帯決議と同内容の答弁をいただいたものと、私としては理解した。思いが同じであることを確認できた以上、あえて対立構造をあおることになる附帯決議については、動議を提出する必要がないと判断した。

谷間世代に対する是正措置の実現を願い、私の附帯決議の動議に御協力をいただき、これまで、そしてこれからもこの問題に取り組む会員の皆様に対し、この場でお礼を申し上げたい。また、日弁連執行部の皆様に対しては、第1号議案を御提案いただいたことについて、改めて感謝申し上げます。

私は、引き続き国による是正措置の実現を目指し、日弁連会員の一人として、そして給費制本部の事務局員の一人として、谷間世代の一人として、今後も日弁連執行部と活動したいと思っている。

先ほど、会長の御発言の中で、187億円の谷間世代の救済策は実現性がないというお話があり、気持ちとしては残念であったが、これについては、私たちの説得力及び立法事実の不足、更に会長をスマートにお誘いする能力がないということでも理解をしている。将来、活動について協力いただける可能性があることも確認できた。また、公費による活動領域の拡大など、公費による救済というお話もあった。

私たちとしては、それ以外の検討についても将来に開かれた問題として理解している。幅広い選択肢を含めて、私たち谷間世代、そして日弁連の会員の皆さんで未来を作りたいと、そう考えている。

したがって、第1号議案については、このような理解の上で賛成の答弁をさせていただきたいと思う。」

小寺悠介会員（東京） 「今回は、いろいろ同期の発言があり、とても心強いと思った。

私の立場から、第1号議案について、賛成の意見を述べたいと思う。まず、若手と言っても、たくさんタイプがあるので、最初に私のことについてお話する。私は、登録6年目である。修習終了後に3人で事務所を作った。いわゆる即独である。その後1人増えて、今4人で事務所をやっている。

そして、東弁内において、若手5年目までで形成される新進会員活動委員会という委員会の委員長をやっている。その中で今回の若手支援策について、委員会等で議論をしてき

た。その立場から今回意見を述べたいと思う。

今回の第1号議案は、20万円という支給案である。まず支給という点については、その前に42万円の会費減額という案があった。この点については、当委員会でも検討して、委員会内では反対の意見書を書いた。42万円という金額は、もちろんあるが、会費の減額というのは、当委員会では対象会員が40名弱いるが、そのうち約10名以上がインハウスである。その方々からすれば、会費の減額というのは、直接的な支援にならない。やはり給付の方が良いのではないかという意見があった。

また、42万円という額についても、シミュレーションを見たところ、これを続けるとやはり日弁連の財源として、なかなか難しいことがあるのではないかというのは、私でも見て分かったので、その観点から、慎重な会費のシミュレーションをした上で、策を考えるべきだという意見を出した。その結果、今回20万円という金額になっている。かつ、支給である。

支給については、基本的には立場は関係なく、若手会員に対しての支援策としては、会費減額に比べたら優れていると考えている。また、20万円という金額についても、こちらは様々な意見がある。私としても、元々42万円だったものが20万円に減っていると考えることはもちろんあったし、1回分にも足りないと思う。

ただし、元々、日弁連として支給する義務があるわけではないという考え方からすれば、0円だったかもしれないところが20万円に増えたとも言え、日弁連として、この20万円という金額は採り得る、現在のところの最大値だと理解しているので、この金額に賛成である。

また、先ほど伊藤建弁護士は、私の同期であり、今回もいろいろ発言されていて、やはり同期としてすごいなと思ったが、その中でも、今後の活動について、私は対策本部のメンバーではないが、東京弁護士会の中での委員会活動等を通じて、できる限り日弁連、東弁、各弁護士会も含めて、若手の支援策というのを一緒に考えていきたいと思う。

その点について、日弁連会長の菊地先生も同じ意見だと思うので、私も引き続き頑張りたいし、その立場からしてこの意見について、賛成する。」

川面会員（第一東京） 「この会場におられる方の大半と違って、私は超少数意見で、ブーイングがあるような内容である。まず、議案の提案については、強く反対する。2年前の犯罪人の肩代わりをする議案、あれと同じか、あれ以上に強く反対したいと思っている。

世の中には不合理なことはいろいろある。例えば、私が不合理だなと個人的に思うのは、年金である。今、会長さんの世代などは、恐らく1階も2階も60歳から受給しているかと思う。しかし、昭和36年4月2日以降の男性、昭和41年4月2日以降の女性は、1階、2階の年金の支給は65歳から。一方で、正確な年数は知らないが、ある一定年代以下の方は、大学生の時代が保険料免除期間になっていると思う。しかし、我々の世代はそれもなく、結局年金の受給に関しては、谷間世代になっている。

ところが、谷間世代であっても何の救済もない。その他、世の中にいろいろなことがある。私は正確には分からないが、住宅税減税というのがあったとする。住宅税減税という

のは、それによって住宅を買うことを刺激する効果を狙っているのではないかと思うが、住宅減税ができる前に住宅を買ってしまった人間は、俺にも減税してくれよと言っても、それは意味がないわけである。住宅を買ってしまった人は、住宅減税をやらなくても買ったわけであるから、それに対して政策効果はない。同じようなことがいろいろある。

例えば、昔、丙案という制度があった。この丙案という制度が、非常に賛成、反対いろいろ議論があって、不公平だという人もいるが、不公平ではないと。それなりの理由は、あらかじめ事前にアナウンスされてきたということになると思う。事前にアナウンスされていれば、丙案のような制度も不公平ではないということでも取り扱われていて、それを是正しろという意見などはないわけである。

一方で、いつの時代に法律家になるかについては、同じように丙案に近いところがあって、その時期の選択はできる。各自の自己責任ということがさっき言われていたが、私は自己責任ではなく、自己決定の結果であると思っている。自己決定でその時期に法律家になられた。年金の受給のように選択ができない問題ではない。丙案に近いところがあるような問題ではないかと思う。

自己決定で行われたことについて、会員のお金で他の会員に支援する。あり得ないことだと思う。この会場に来ておられる方というのは、割と余裕がある方が多いのではないかと思う。弁護士会の上納金にあえていっているような会員については、サイレントマジョリティー、そもそも会場に来て発言をすることもないのではないかと。弁護士の不祥事とか何とか言われているが、その原因の一つは、やはり高すぎる会費にあると私は考えている。

平成29年の裁判所法改正の趣旨は、やはり少なくとも当司法務省は、法曹界に有為な人材を引き入れるということが一番の目的だったと思う。仮にそうであるとすれば、過去に給費がなくとも入ってしまった人に新たに支給したからといって、有為な人材を引き寄せることはできないわけであるから、私はその法改正の趣旨として、遡及支給をしないのは、それはやむを得ないと思うし、私はそういう法改正が将来、遡及して通るということではないだろうと思っている。国民の理解も得られないと思っている。

それは、例えば不動産鑑定士になるには、鑑定士試験に合格した後に150万円ぐらいかけて、幾つかの大学に行って、補習を受けなければならないようである。それと比べると、幾ら給費がないといっても、一応、修習自体は無料で受けられているので、それを遡及して払えというのは、国民の理解は得られない。私は、反対というわけではないけれども、なかなかそれは非常に厳しいと思っている。

一方で、本当にいろいろなつまらないことにお金を使うんだったら、会費を減額してほしい。弁護士会の上納金の会費に押し潰されるというのが、サイレントマジョリティーの声ではないかと、私は思っている。

少年法の改正、私は賛成である。死刑廃止については、迷うところはあるが、死刑廃止に賛成とまではどうしても言い切れない。非常に弁護士会の会費がかさむ中で、個人の意見に反するところがいろいろとある。しかし、刑事司法に活用するのであれば、最終的にはやむを得ないかなというところもあるが、今回の件に関しては、単年度の会費の剰余金の半分近くを取り崩す。あり得ないことだと思う。

また、インハウスの方の問題とか、事務所が会費を負担してくれる会員がいるというこ

とを言われるが、その方々は非常に恵まれている。」

議長 「少しまとめていただいてもよろしいか。」

川面会員（第一東京） 「以上の事情で、本議案については強く反対する。」

遠藤会員（第二東京） 「まず、谷間世代の方々が相当お集まりであれば、是非皆様にお伝えしたいのだが、まず政治活動とかそういう活動をするならしっかり勉強してからやりなさい。皆さん、谷間世代の人たちは、そういうことを言われたことがないでしょう、先輩から。先輩方は、皆様を利用しているだけなのだから。気を付けなければならない。ちゃんと勉強してもらいたい。」

司法改革審議会ができて、法科大学院を作ったときは、当然司法修習廃止ということが決まっているのである。中身的には、書いてないが。つまり、書いてないことを読み込むのが勉強であろう。そんな長い期間勉強して金を使って、しかも1年2年くだらない、何もしないような修習をするということを、どうして君たちは勉強をしっかりして戦略を立てないのか。

司法修習廃止、それから貸与制ということは、司法修習は廃止されることを前提に貸与制にしろとなったのである。一時的なものである、貸与制というのは。そんなものもつわけがないじゃないか、君たち。300万円も借りさせて、そんな制度は潰すべきであろう。昔、医者研修医制度というのは、医者が立ち上がって潰したのである。君たちはその歴史を知らない。谷間世代の諸君、遠藤直哉の名前を知っているか。知らないであろう。私は、何人にも会って、言ったのに知らないという、みんな、誰も教えていない。

菊地会長、私の本をあなたに送ったであろう、再三。なぜ日弁連で議論をしないのか。日弁連の中で谷間世代を利用して、議員を使って、無理な運動をして、金を出せ、出せなどという運動は、国民の理解が得られるわけがない。菊地会長の言う通りである。菊地会長も困って少しずつ金を出していることには、賛成する。

第1回の給付金については賛成する。そして、今までも出たように、2回、3回とどんどんどんどん出していくと。菊地会長が辞めるときに、そういう遺言を残して辞められればよい、道筋をつけて。道筋をつけない運動などというのは、失敗するに決まっている。

それで、なぜ私に責任がないか分かっているであろう。私だけが責任がないのである、この問題に関して。皆、議長もそうであるし、皆、責任がある。第二東京弁護士会が、修習廃止を15年前にうたって、司法改革審議会に提言書を出した。それによって法科大学院ができて、君ら谷間世代も含めて、誰のお陰で司法修習に受かったと思っているのだ、君たちは。二弁の提言書があったからこそ、このような谷間世代の若者たちが活躍できるようになったのではないか。私に、電話1本、寄こさないではないか。

二弁の会長選挙に出ているのに、私に投票していないのだよ、彼らは。とんでもない谷間世代である。150票しか集まらない。いかに弁護士会がおかしいか分かるであろう。」

議長 「かなり時間が過ぎているので、まとめていただきたい。」

遠藤会員（第二東京） 「全国には、先ほど言ったように150億円のお金がある。これを今すぐ使えとは言わないけれど、5年ぐらい使ってやれば、こんな問題は解決する。

それから、なぜ国民の世論を得られないかという、これは簡単なことである。修習を廃止すれば、毎年50億円浮くのである。毎年50億円が要らなくなる、弁護士会もこれを片付ければ要らなくなる。そうすると、5年後には全国の会費を半分にできる。5年後にはこれを解決して使い切ったら、皆さんの会費が半分にできる。なぜかという、15年間で会費は、会員は2倍に増えた。会費収入が2倍になった。だから会費は半分にできるのである。ところが、東京弁護士会は赤字である。日本の弁護士会のリーダーたる東弁が、赤字だということは、情報公開して、東弁を助けなければならない。」

議長 「そろそろまとめていただきたい。」

遠藤会員（第二東京） 「改革してきた日本の情報公開、人の政府や何かの情報公開ばかり言っていて、日弁連は自分の情報公開をしていない。そういうことを人のことばかり言っていては、駄目である。三宅先生は会場におられるか。よろしくお願ひしたい。谷間世代、よろしくお願ひする。」

吉田会員（東京） 「先ほど、この第1号議案は、余りにも谷間世代を馬鹿にしているのではないかと申し上げた。お答えを聞いて、いろいろな方の意見を聞いて、やはりこれは、谷間世代を馬鹿にしているものだと確信を強くした。第1号議案に反対する。

まず、なぜ谷間世代を馬鹿にしていると考えなのか。額の問題もさることながら、なぜ、谷間世代などというのができたのか。しきりに提案者の方は、弁護士としての一体感、それを損なわないように、社会正義を実現できるようにとおっしゃっていたが、それは言い方を変えたら、谷間世代、もっと翻って言えば、給費制が貸与制になったことで、一体感が失われて断絶感ができたと言っているようなものではないか。

そもそも、しきりに寄り添う、寄り添うとおっしゃっているが、では何でそのように一体感が失われて、断絶感が生まれて、社会正義に邁進することができないような状況ができたのか。今回の第1号議案は、一切それに何も踏み込もうとしていないであろう。

それをうやむやにしたままで、はい、寄り添います、これしかできませんと言われたところで、これほど谷間世代を馬鹿にした話はないと、私は考える。

それに、繰越金を取り崩して支給金に充てるという話であるが、今後、では私も含めた谷間世代が、このまま弁護士を続けていって、10年後、20年後、弁護士会でお金が必要になったというときに、誰がそれを負担するのか。谷間世代も含めた私たちが負担することになるのではないか。蛸が自分の足を食っているようなものである。もっと言い方を変えれば、親蛸が小蛸に向かって、お前は自分の足をかじっていると、そう言っているようなものではないか。

何でこのような状況になったか、先ほど千葉県の方が質問事項のときにおっしゃっていたが、法曹人口を拡大する、そうすると修習資金というものが出せないから、貸与制に

するとおっしゃっていた。そういう状況を作っておいて、それが、現在の谷間世代であるとか、先ほどから言われている一体感の喪失、断絶感の発生、そういったものの原因なのではないかと考える。

そういったところに一切目を向けることのないまま、やれ支援策だ何だと言われても、それは単なるエクスキューズにすぎない。弥縫策にすぎない。何で我々谷間世代が、そのようなエクスキューズの、あるいは実績作りの口実にされなければいけないのか。私は第1号議案に反対である。」

矢野美欧会員（東京） 「本日は、第1号議案に対して賛成意見を述べる。68期で現在、弁護士4年目、いわゆる谷間世代であるが、私も、先ほどの伊藤先生と同様、大学の奨学金からずっと負債を負っている。

私は、日弁連の司法修習費用問題対策本部のメンバーでもないし、谷間世代に対する施策に関し、前線で活動しているわけでもない。しかし、直接自分に関わってくることで、興味は持っていた。私だけではなく9,700人存在する谷間世代の多くの会員が、関心を寄せている。

第1に、施策内容が会費減額ではなく、給付制度であることに大きな意義を感じる。私は、弁護士登録以降、会費を自己負担しているので、会費減額でも実質的に変わらないのではと考えたこともある。しかし、受け手としては、一括で数十万円という金銭が振り込まれることは、率直に嬉しいし、何より他の世代の先生方の御負担の下、経済的支援を得たと大きなインパクトを感じる。

第2に、20万円という金額は、妥当であると考え。確かに、給付額は高額なほど有り難いという御意見もよく分かる。しかし、そもそも私たちの多くは、給費制度が維持されないことを覚悟の上で、この法曹界に足を踏み入れている。私の周囲には、期待していなかった給付金を得られること自体を喜んでいる会員もいる。限りある財源の中で、次期繰越金およそ44億円のうち、半分の20億円程度を給付金の予算に当てることが不十分と言えるであろうか。

むしろ、今の段階での給付金が高額になればなるほど、他の会員の理解を得られないだけでなく、各単位会での谷間世代に対する支援策も含め、ひいては今後の施策へのインセンティブが低下するおそれがある。

最後に、谷間世代である私たち自身、受け身であってはならないと考えている。援助してもらおうのが当然であるという姿勢では、いつまでたっても谷間から脱却できない。給費制の廃止を決定したのは国であるし、現在、研修医に対して国から給与が支給されていることなどのバランスから言っても、早急に国に対して是正措置を求めていく努力を続けていく必要はもちろんある。

もっとも、国がどこまで私たちの期待に応えるのか、予測がつかない。そこで国による救済に頼ろうとするのではなく、私たち若手法曹の活躍を国にアピールすることこそ、国を動かす近道ではないであろうか。

今回の20万円の使い道にも、会員それぞれの個性が発揮されると思う。こつこつ貯金に回す方もいれば、気が付いたら飲み代に消えていたという方もいるであろう。私自身、

将来いただく給付金の使い道を今から考える。

しかし、支援策の方法としては、金銭給付は唯一の方法ではない。業務支援拡充など金銭給付以外の方法もあるし、重要なのは、この谷間世代の問題を谷間世代だけではなく、若手全体の問題として捉えることではないであろうか。若手会員が活躍できる環境作りこそ、結果的には私たちへの支援につながると思う。

谷間と呼ばれている私たちが、自らの手で谷間から抜け出すために、それぞれ業務に励むなどたゆまぬ努力は、当然続けていくので、日弁連に対してもその後押しをお願いする次第である。」

新里宏二会員（仙台） 「私は、この給費制本部の本部長代行を務めており、2012年から7年目になっている。その意味では、つらい運動をしながら、一部の給費が復活し、ただ、谷間の皆さんを、本当に一番頑張った谷間の皆さんが切り捨てられるのではないかと、歯を食いしばってみんなと更に何とかしようよということで闘ってきたけれども、なかなか思うに任せない。

ただ、今日、執行部がこの1人20万円、20億円という制度を作るということで、こういう臨時総会を開いていただいた。そして、青いTシャツを着た谷間の皆さんに来ていただいて、発言をして、国会の中での活動以上に、この谷間世代の問題を会員全体の問題として捉えることができた。これを放置しては駄目だよねということが、今日の臨時総会で共有された。それが一番の意味だったのではないのかと思っている。

いろいろな知恵も出てきた。それを私たち本部としても、きちっと制度として提案していきたい。2月7日に、やっとできた院内集会であった。予算審議等の中であったけれども、233名の皆さんが集まっていただき、国会議員、それから秘書の代理出席は100人を超えた。そんな中で、やはり実情を聞けば何とかしようよということが、少しずつ国会の中でも共有されてきた。そして今日、執行部とも会員皆さんとも共有された。きっとこれから、この1人20万円の制度だけで終わりにしては駄目だよねということが、日弁連全体としても共有された日だということで、本当に感謝しながら、この議案に賛成をしたいと思う。」

野口景子会員（第二東京） 「私は、谷間世代の新65期である。正直、この議案は、先ほど谷間世代を馬鹿にしているのかという御発言もある中で、私も本音としてはそういうところがあって、賛成するか反対するか、すごく迷いながら、ただしかし、この20万円があることで、自分の生活だとか、自分の弁護士としての活動に一步踏み出せるという谷間世代が1人でもいる以上は、賛成すべきだと思って今日ここに来た。

しかし、全然想定していなかったことで、やはりこれに反対しようかと今思っている。それは、先ほどの神奈川県弁護士会の女性会員の発言である。家庭の事情で登録を一時的に廃止していて、このままいくと僅か2か月足りないことによって、今回の第1号議案が仮に通ったとしても、適用されないということである。

それに対する、執行部からのお答えについては、現時点ではそういったケースに関する対応は全くないというような回答であったと私は理解した。私自身、この谷間世代として

借金したが、正に自分の自腹を切って、給費制復活に向けて、また修習給付金の制度創設に向けて努力をしてきたつもりである。

その何よりの願いは、やはりこの日弁連の中で分断を生んではいけないと、その一心にあったと自分では自負している。しかし、この第1号議案を通すことで、家庭の事情でたまたまその5年という要件に満たない人を、また分断してしまうことになる。谷間世代自身が、自分たち同じ谷間世代を分断するという事は、これはどうしても許すことができないという思いである。

また、執行部の御意見としては、恐らくある程度要件を明確化しなければ、かなりの支出を伴う施策であることは間違いないので、予算の見通しが見つからないというような問題もあるのだと思う。

しかし、家庭の事情で登録を廃止するという人は、必ずしも多くはないはずである。その人たちに一部例外規定を認めたとしても、日弁連全体の財政にとって致命的な悪影響、そんなに大きな悪影響があるとはとても思えない。

また、今の点は許容性であるが、また必要性の問題に戻って、本日の第2号議案で、育児期間中の会員の会費免除に関する規程が出されている。これを提案する執行部が、なぜ家庭の事情で登録を廃止するその人たちの救済について、例外規定を設けることを検討していただけないかということが、どうしても私には理解ができない。

本当は、この場で附帯決議として、この特例を付けるということについて、引き続き日弁連において検討して、次回の定期総会以降に規程改正をするということの動議を出したいぐらいなのであるが、申し訳ないことに全く私はその手続が分からない。分からないのでできないのであるが、とにかく、それは執行部に御検討いただきたい。細かな特例規定なので、今日ここで作ることは技術的に非常に困難だろうというところまでは理解する。私たちのこの谷間世代の間で、これ以上の分断を生まないでいただきたい。そのために今度の定期総会以降で、必ずこの点について、特例措置を付けることを切にお願いしたい。」

藤田城治会員（第二東京） 「今日、議論に賛成するか反対するか、非常に悩みながら来たのであるが、貸与を受けていた世代の方から、見捨てられるのではないかという意見を聞いた。

やはり、そういうことが出てくるのは、この給費制の廃止、そして貸与制について、これが間違いであったということの総括がされていないからだと思う。だからこそ、今回の20万円の給付がごまかしではないかと受け取られるのではないかと思う。

昨年、5月の高松での日弁連の総会決議に先立って、会員から802名の賛同を得て決議に基づいて、最高裁に対して貸与金の請求の撤回を迫れという案を出した。私もその発議者の1人である。これに対する対案として、執行部から出された議案について決議がされたという経過になっている。

そこでは、やはり一番訴えたかったのは、給費制の廃止が誤りであった。そこをしっかりと認めて、そこから間違った制度であるということをしっかりと対峙していこうと、そういう訴えをやはりするべきではないかと思う。そうすることが世代間の断絶をなくし、日弁連、弁護士会としての一体感を持つのではないかと思う。

最高裁や国会の意思を付度して言うべきことも言えない、そういう執行部は要らないと思う。会員のためにしっかり対峙できる執行部であってほしいと思う。

そして、後もう1点、私も先ほどの御意見の方に非常に賛成した。一時的な登録の廃止で給付を受けられない方がいるということは、これは完全に制度としてちょっと欠陥があるのではないかと思う。議論が不十分、想定していなかったのかもしれないが、その点をきっちり検討する必要があるのではないかと思う。

したがって、貸与世代の方に給付すること自体に反対するものではないが、きちっとそういう不合理な給付漏れの方が出ないような制度にしていきたいと思う。」

武内更一会員（東京） 「私も、大分この議案について考えた。しかし、本当に20万円というお金、20万円は20万円の価値がある。そう受け取れば、それだけ20万円分助かる。でも、貸与金300万円を受けた人は、助からない。6. 何パーセントという話があった。日弁連の財政を考えたら、これつきりである。

もしもこれ以上お金を払うとなれば、後の世代にまた負担をさせて、それで払うということになっていくのであろう。そんなことは財政的に破綻である。大体このように給費が廃止になったのは、自然現象ではない。であるから、その時代に司法試験を受けられた人、法科大学院を受けた人は、決して自己責任ではない。私は、それを特に言いたい。

このような制度は、正に法曹激増、特に弁護士激増というとんでもない政策、年間3,000人あるいはそれ以上などという全くでたらめな政策があったがために、その代わり国から出す金は減らす、他に回す、法科大学院に回す、そういう中で修習期間が削られ、更にはお金も削られ、自己負担だなどということを言われて、本当に欺瞞の塊だったと思う。

そして、昨年5月に発議運動があつて、私も発議運動側に賛成した。最高裁に、この是正を求める、撤回せよと、金はもう出ているのである。だから、新しい予算を分捕ってくる必要はないのである。とにかく誤った政策だと、その返還請求をするな、その運動というのは極めてやりやすい運動なのに、日弁連執行部はどうしてもそれはしないということで、その発議を潰すために対案を出した。

その対案というのは、先ほど来出ている国に対する是正措置を求める云々、そして連合会内ですることやをしましょうという話、そのほぼ1年経って今出てきた案がこれである。これ以上愚劣な案は、聞いたことがない。

先ほど、東弁の吉田会員が言っていたけれども、ここでお金を使えば、後で足りなくなる。誰が払うのか、正にこれからの人たちである。谷間世代も含めて。そんな提案よく考えれば破綻していることは明白である。断絶をなくすためにと称するが、全く嘘である。執行部は、本当に間違った政策だったことを総括して、やはり法曹の養成、これは正に社会の人的なインフラなのだと、違憲立法で審査権を行使する、そういう制度を動かすインフラなのだと、この社会に不可欠な制度、それが弁護士だと思う。

裁判所に違憲立法の審査権があるけれども、裁判所は、放っておいたって彼らは違憲の審査をしない。弁護士が提起して動かしているのである。憲法を守っている、発展させるのは、弁護士である。社会にとって必要な存在である。だから公費でその養成をしなければ

ば、この社会は壊れていってしまうのである。

司法制度改革審議会で行われていたのが、弁護士が結局個人的な利益を守るためではないかというような、そういうでたらめな法律家像、弁護士像、これを言われて、それを真に受けて元日弁連会長、中坊公平が、3,000人という話を受け入れてきた。

その審議会のときに、経済界の委員から言われたのである。一度に3,000人増やすなどという話、弁護士の世界で受け入れられるのですかと、本当に大丈夫ですかという質問があった。議事録に書いてある。それに対して、そこに行った当時の久保井日弁連会長は、大丈夫ですと請け合ってしまったのである。何の根拠もなく。

その結末が今来ている、今弁護士になってくる人たちに次々と不利益なことを押し付けているのである。前の世代の責任である。司法改革、私たちは、それを反対、大問題を起こすと必ず言ってきたのである。しかし、私たちもその執行部案を止められなかった責任はあると今思っている。

だから、今こそ一緒になって日弁連一体となって、誤りを訴え、そして最高裁に突きつけ、そして最高裁も法務省も巻き込んで国会を動かす、そういうことじゃないのか。法曹三者が動かずに国会議員にお願いしたって、それは変わらない。私たちは、本当のことを言って、そしてその結果、間違っていればその間違いを正す。その正面に、日弁連は一体として立つ。そのことそのものが貸与制世代を本当に助けることだと、私は確信している。それをしないでいて、一時金をばらまく、これはどこかの国の悪しき政策と一緒にある。そんなことは認められない。この議案には残念だけれど、お金は払われる、払われたら払われただけ助かるだろうけれども、理念として間違っていると思う。反対する。」

川面会員（第一東京） 「大変ブーイングが出る内容かもしれないが、神奈川県先生の意見が出て、私はそもそもこの第1号議案は絶対間違っていると思うが、仮にこれが通った場合にも、そういう例外は一切設けるべきではないと考えている。

年金の支給が改正される前に25年だったとき、受給資格期間が24年の人は救済されるかということ、救済されない。やはりお金に関する問題は、厳格にルールを決めた場合には、それからはみ出る人というのは出るかもしれないが、それはやむを得ない。

そもそもこの制度自体がやはりおかしいと考えている。2年前の犯罪人の肩代わりをする制度、これについてポータルサイトで問合せがあって、私はどうしても29年4月以後のことは、証明できないと言って怒っている人がいた。それは、あなたが怒ったってしょうがない。29年4月以降のあることを証明できて受けられる制度なのだから。しかし、そういう制度を作ったこと自体に、そもそもそういう不満を生じる原因がある。

この神奈川県先生の言うような不満も、やはりこんなおかしい制度を作ること自体に不満がある。やはりこの第1号議案自体は、制度的におかしい。元々、弁護士の上納金を強制的に徴収する団体のやることではない。執行部の先生は裕福なのだから、皆さんが言う融資で献金でもされてやられたらいいのではないかと思う。

実際ここに来ている人は、それなりに余裕があって来ている方が多いと思う。日弁連の高額会費に押し潰されている人は、発言をする機会もなく、サイレントマジョリティーとして反対だということは非常に多いのではないのかと、私は想像している。」

鍋島会員（神奈川県） 「私はショックだったのが、貸与制の世代の方から、もらって当然と思っただけいけないというような発言が出たけれども、何度も日弁連は声明や決議も弁護士会であったと思うが、見逃せない不公平と言っていて、不公平を是正するのは弁護士は当然であるので、国がやらないから仕方なく弁護士が正義のために立ち上がったのだということを当然ではないと思われているのはちょっとショックである。

それから20万円については賛成だが、あくまでその不正義を正すための、最初の隗より始めよだと思ったので私は賛成するのである。菊地会長は180億円など到底あり得ない、実現しないものをやると国民の目がなどおっしゃるが、それは国民にむしろこちらからこういうふうに今、アルバイトも許されずに、国のため公の器として頑張るために勉強している人たちにお金が出ないのだということを、こちらが逆に立法事実を説明する側だと思っし、菊地会長も、むしろ院内集会などに出られるというよりも、むしろ会を主催されるべきだと思う。また、貸与を受けた方は、もらって当然だと思うし、これでは足りないから全員で行動をしていくべきだと思う。恩恵ではなく、当然なので、1人も手放さず皆仲間なので、もらって当然なので、例外なくもらえるように施策はされるべきだと思う。何かすごい恩恵を与えている方がいたら、そうではなく、ただの不平等を正しているのだと思うべきではないかと思ったので、私は新62期なのだが、発言させていただいた。」

高山俊吉会員（東京） 「提案理由の中には、いろいろな言葉が出てきて、国には公費で法曹を養成する責務があるということが日弁連の見識であると書かれている。

そうだとすると、なぜ谷間世代を作ったのか、作らせたのか。そのことについての日弁連の責任も問われるということである。そのことに答えを出さないと、そのことに目をつぶってものを議論するから、おかしい議論が出てくる。今目の前の苦しんでいる人のことを考えて、他のことを考えないようにしてしまう。それもいけないと私は思う。

この提案について、苦しんでいる人たちがいるにもかかわらず、私が納得しない理由はそこにある。実際に、日弁連はこの問題でどういう対応をとったのかということについて、密約があるのではないかという議論がある。私は真実を知らないが、そのことは十分考えられることだと思っている。

何の密約か。それは、こういう形で給費制を復活することについて、それを遡及させない、遡及しないが良いことにするという、日弁連はそのことに反対はしないという態度をとれ、そう言われて、それに対してそれを応諾したということがあってはないかと言われている。

先ほど来の会長の言葉を聞いていても、なんと歯切れの悪いことか。現実性がないというが、現実性がない状態にしているのは一体誰なのだ。そのことをはっきりさせろ。そしてまた担当の副会長は何と言ったかと言えば、この弁護士人口の激増の問題、増員の問題と、この谷間世代の問題は関係がないと言った。これが、今もし現日弁連の執行部の見解であるとするならば、重大な誤り、歴史的な見方の誤りである。実際にこのクレオの会場の中で、2000年の11月に、弁護士の激増に日弁連が賛成する方針をとった。このこ

とが全てのボタンの掛け違いの始まりである。正確に言うならば、その前から、中坊公平は、弁護士を増強を強調していたから、そのことの責任ももちろんある。

そうして今、この主張をしている人たちの残党が日弁連の今の執行部の中にいる。だから、このことについては、正面から反論することができない。激増する、けれども司法予算は骨格的に変えない。そうすると、修習期間を短縮するという形で総予算を一つのものにしてしまう。また、増員する、期間は1年半から1年にも短縮する。国の司法予算を増やせないという大前提を守るから。激増してしまった結果、これは弁護士というのは、個人的な私的利益の追求であるかもしれないといったような言葉もあいまって、そして金を出さないということを合理化する理屈が出てきた。

こういう流れの中、今まで日弁連の執行部は賛成をしてきたのだ。現に今でもそのようなのである。そのことの責任が実は問われている。それを曖昧にするなどというのが、私の意見である。そのことをはっきりさせて、そうしてこの谷間世代の中で苦しんでいる人たちや、その人たちのために何とかしようということを、多くの苦しむ人たちを生む悪しき循環を伝える。その役目を担って、そこに座っているはずである。私は到底許すことができない。その意味において、非常につらい思いを持ちながら、本当に若い人たちと共に一緒に闘いたいと思いつつながら、この案には反対する。」

萱野唯会員（第二東京） 「私も谷間世代なので、この措置には、非常に感謝しているし、第1号議案には賛成であるが、ただ、今日は一つ残念なことがやはりあった。菊地会長の御発言である。

国に対する是正措置について、おかしいとは思っているけれども、無理だから表立って言えない。院内集会に出るのも時期尚早だとおっしゃった。僕は、この修習給付金創設の運動にずっと携わってきて、ずっと無理だと言われてきた。今日ここにいらっしゃる前中本会長、新里先生も一緒にやってきましたが、簡単などきなど全然なかった。難しいから言わない、会議にも出ない。そうではなくて、難しいけれど一緒にやろうというのが会長なのではないだろうか。やはり、おかしいことはおかしいというのが弁護士であって、会長は役人ではないはずである。僕らのリーダーなのだから、リーダーは方針を示して、先頭に立って運動を引っ張っていく、そういう役割を是非果たしてほしいと思う。

日弁連が一体となって、国に対する是正措置を求めていくためにも、会長がリーダーシップをとって、先頭に立って、是非取り組んでいってほしい。本当に期待している。」

金井啓佑会員（広島） 「私は、68期で、本日初めて臨時総会に参加させていただいた。手短かに動議を提出させていただく。動議の内容としては、先ほど御説明があったように、期間要件を満たさないがために、支給を受けられないという方がいるのは、非常にまずいと思う。我々法律の専門家として、後世に笑われるような条文を残してはいけないと思う。

そこで動議の内容としては、規程第3条の第1号について、出産、育児の関係により、登録を抹消していたために登録期間の要件を満たさない者については、理事会は例外措置を講じる規定の修正を速やかに検討すること、という旨の動議を提出する。」

議長 「御意見か、それとも動議であれば、どういう趣旨の動議であるのか。」

金井会員（広島） 「動議の趣旨は、規程第3条の第1号について、諸事情により登録を抹消していたために、登録期間の要件を満たさない者については、理事会は例外措置を講じる規定の修正を速やかに検討するという内容である。

つまり、申請期間を満たさない者についても、個別事情を考慮することを内容とするものである。」

議長 「修正の動議なのか、それともいわゆる関連動議として、原案については賛成して、それと両立する形で御提案をなさるのか。」

金井会員（広島） 「賛成した上で、両立する形での附帯決議を求める内容の動議である。」

議長 「附帯決議であれば、関連性についての御説明をもう少し簡略にいただきたい。」

金井会員（広島） 「関連性としては、現状の議案のままだと、形式的に期間要件を満たさないがために、実質的に支給されるべき方が支給されなくなっている。そのことは、非常に問題であるので、今後、実質的に判断ができる余地を残す、そのような改定のために附帯決議をしたいと思います。」

議長 「附帯決議についての御提案が動議として提出されたが、執行部の御意見はいかがか。」

正木副会長 「この点については、いろいろな議論を重ねた結果、例外を認めないということで検討してきたので、動議には反対する。」

議長 「動議の内容についてではなく、関連性についての御意見はあるか。」

正木副会長 「関連性については認める。」

議長は、附帯決議を求める発議について議場を閉鎖の上、賛成者の挙手を求め、挙手による採決の結果、100人以上の賛成により議案の提出が認められた。

議長は金井会員（広島）に趣旨説明を求めた。

金井会員（広島） 「議案の趣旨としては、先ほどの女性の先生のように、本来支給の対象外とすべきではない、つまりそれは、実質が伴っていない、ただ単に諸事情から形式的に要件から漏れてしまっているという方を生じさせてはいけないと思う。」

本来であれば、御提案いただく段階で、そういった方を救済した内容の規定が提出されるべき、提案されるべきところであるが、諸事情からそこまでは至っていないと思う。そうであれば、我々としては、法の専門家として、より適切な内容の規則案、規程案を作成すべく努力していただきたいと考える。つまり、不合理な結果を生じないように、実質判断ができるような形で検討する余地を残すための附帯決議として、御提案させていただいた。今後、どういった方を救済すべきか、どんな要件で救済すべきかは、また御検討いただくとして、ひとまず、そのような余地を残すための御提案である。そしてもう一つ、関連性については、正に本要件の御提案いただいている規程制定の文言に関する内容なので、関連性は明らかだと考えている。」

議長 「議案の内容を確認したい。」

金井会員（広島） 「規程第3条第1号について、諸事情により弁護士としての登録を抹消していたために、登録期間の要件を満たさない者については、理事会は例外措置を講じる規定の修正を速やかに検討すること。」

議長 「この内容について、もう一度改めて、執行部の方では、先ほど不要であるというような御趣旨の発言があったが、関連性も含めて御意見があれば述べてもらいたい。」

菰田事務総長 「関連性についてはこちらで議論してあるとは思っているのだが、そういう御提案だとすると、附帯決議という形で言われているが、形式的には附則の例えば第3項に加えるとか、そういう趣旨に近いのではないのかなという議論をしており、執行部が賛成するか反対するかというのは、事案の整理として、附則の第3項として、例えば、出産、育児等の諸事情のために登録をしていなかった会員が、第3条第1号の期間を満たさない場合の救済策を検討すると、そういう取りまとめでよろしいかどうか確認したい。」

金井会員（広島） 「結構である。」

議長 「附帯決議とすることについての関連性については、先ほどおっしゃられたように、それはあるという御意見でよろしいか。内容についてはどうか。先ほど必要ないというような御趣旨のことを言っていたように、私は記憶しているが。」

金井会員（広島） 「執行部の方に1点確認するが、先ほど附則の第3項にした場合に、出産、育児等の諸事情によりとおっしゃったが、この『等』というのは、出産、育児に類するものに限るという御趣旨か。

もし、そうであれば、例示規定は外していただいて、諸事情によりとしていただきたい。」

議長 「先ほどの第1号議案の附帯決議について、発議者は、もう一度口頭でゆっくり説明していただきたい。」

金井会員（広島） 「この議案に反対するものではないので、附帯決議として申し上げるが、附帯決議の内容は、理事会は、出産、育児、疾病等その他合理的理由により弁護士として登録をしていなかった会員については、例外措置を講じる規定の修正を速やかに検討することである。」

議長 「この動議の内容について、執行部の考えを述べられたい。」

菰田事務総長 「そういう意味で、もう一度整理すると、本会は、つまり日弁連はという意味であるが、本会は、出産、育児、疾病等その他合理的理由により弁護士登録をしていなかった会員が第3条第1号の期間を満たさない場合の救済策を速やかに検討すると、そういう取りまとめでよろしいか。」

議長 「発議者は、いかがか。」

金井会員（広島） 「結構である。」

議長 「執行部の意見を述べられたい。」

正木副会長 「執行部としては賛成する。」

議長から、第1号議案と附帯決議案を同時に審査する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、両議案を同時に審査する旨を宣した。

議長は、附帯決議案についての質疑に入る旨を宣した。

西村香苗会員（奈良） 「例えば、合理的理由の中に、一旦検察官に任官したとか、判事に任官したとかという方は入るのか。」

谷間世代の裁判官になった方、検察官になった方でも、皆さん貸与制の下で苦勞して修習を経て、その上、裁判官になったから、検察官になったから、何か付与されているものがあるというわけではない。それが1年、2年して辞められて弁護士になられた。その場合は必ず年数が足りないと思う。そういう方は含まれないという趣旨になるのかどうか、お伺いしたい。」

金井会員（広島） 「検討対象には含まれると私自身は考えている。」

池浦慧会員（東京） 「同じく対象者についての質問であるが、対象者の中に、例えば、配偶者の方が海外勤務などになったと、それにどうしても付いていかななくては行けないと。その期間、弁護士としての登録を抹消していたと、そういう方も対象者となるのかどうか。」

この点について、どのようにお考えなのか、お伺いしたい。」

金井会員（広島） 「私としては検討対象に入ると思うし、もし他にも同様の質問があった場合にも、検討対象になると思う。」

梅村大樹会員（山梨県） 「現在の提案については、執行部の方が賛成とおっしゃっていただけども、これは賛成されるとなると具体的に何がどう変わることになるのか。特に代理権をいただいている方が、これは賛成した方が良いのか、反対した方が良いのか、判断材料が非常に欠けているようなので、先ほど執行部の方のお話だと、例外を認容する予定はあまりないというようなお話もあったが、では、検討するという文言を加えることによって、具体的に何がどう変わると想定されておられるのか、もし可能であれば御説明いただきたい。」

議長は、執行部と提案者に答弁を促した。

正木副会長 「出産、育児、疾病等の合理的な理由によりという要件について、今後どういうふうに規定することができるのか、可能なのかどうか、執行部として検討していきたいと思っている。」

金井会員（広島） 「広く検討していただきたいという趣旨なので、既にこれまでに答えしているとおりで。」

野瀬健悟会員（第二東京） 「この議案に関して、合理的な理由で5年間支払えなかったという、合理的な理由というものがやはり曖昧なふうを感じるので、そちらよりも、申請期間として規則に定められている方について、もう少し幅を持たせるような規定にされた方が良いと思い、その合理的な期間という理由では、賛成できないと考えている。

具体的には、5年間の会費を支払うという制度趣旨については、会から支出する以上仕方がないと思うが、それを何らかの理由で支払えなかった方は、申請期間について、5年会費を支払った後に申請が可能となるようにする方が、一律で合理的という印象である。」

議長 「御意見として承ってもよいか。」

野瀬会員（第二東京） 「構わない。」

議長は、附帯決議案について他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

川面会員（第一東京） 「そもそもこうした議論が出てくること自体が、元々の案が荒っぽいというところもあると私は思う。私は、善解すれば、提案者が要件を設けた理由は、

正に裁判官とか検察官をやっていた人を排除するということが本来の目的ではないかと。私はこの議案に絶対反対であるが、仮に推進するとしても、やはりそれは4年間裁判官をやって1年間弁護士をやった人、それは当然排除しなければいけない。

そもそもこんな議論が出てくること自体が、こういうおかしな規程を強制加入団体で上納金を取られている会員の原資で行うこと自体の疑問点でもあると私は考える。」

芹澤会員（神奈川県） 「この度の動議のきっかけになった者である。このように、日弁連という大きな単位の先生方に、今の段階では私一人すごくマイノリティだと思うが、そこを切り捨てないという形で御議論をいただき、最終的に附帯決議案というようなどころでまとめていただいたことを、大変感謝している。この場を借りて御礼を申し上げる。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第1号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数により可決された。

続いて、附帯決議案について挙手による採決が行われ、賛成多数により可決された。

【第2号議案】 育児期間中の会費免除に関する規程（会規第98号）中一部改正の件

【第3号議案】 外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第66条の2・会費等の免除）の件

議長は、第2号議案「育児期間中の会費免除に関する規程（会規第98号）中一部改正の件」及び第3号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第66条の2・会費等の免除）の件」を一括して議題に供した。

竹森裕子副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

第2号議案の育児期間中の会費免除に関する規程中一部改正、第3号議案の外国特別会員基本規程中一部改正につき、趣旨説明させていただく。

議案書13ページから32ページまでである。まず改正点について御説明する。主な改正点は、会費等免除期間の延長であり、具体的には次の3点となる。①現行6か月以内の期間としている育児期間中の会員の会費及び特別会費の免除期間を12か月以内の期間とすること、②多胎妊娠の場合には、現行9か月以内の期間としている会費等免除期間を18か月以内の期間とすること、③ただし、出産時の会費免除に関する規程に基づく出産時の会費等免除を得ている会員は、育児による会費等免除期間を10か月以内の期間とすること、多胎妊娠の場合には15か月以内の期間とすることを提案する。

また、会費等免除期間を延長することにより、自身の出産等により新たな出産時又は育児期間中の会費等免除を受ける場合において、会費等の免除期間が重複する可能性があることから、会費等の免除期間が重複する場合には、重複する期間について、既に受けてい

る会費等免除を優先し、重複しない期間についてのみ新たな会費等の免除を受けるものとするを提案する。

また、本議案書の参考資料として添付させていただいているが、本議案が承認されたら、会費免除の手続に関する規則についても、次の4点の見直しを理事会に提案する予定である。①出産による会費免除の有無によって、育児期間中の会費免除期間が異なることから、会費免除申請書に、出産による会費免除の有無を記載する欄を設ける、②現行は書式を定めず、毎月の提出としていた育児の実績を記載した書類について、負担軽減や効率化を図るため、4か月ごとに区分した各期間ごとの提出とし、かつ、書式についても育児実績書として規定し、今後の制度運用を活かせるアンケート形式とする、③提出の利便性向上のために、育児実績書について、ウェブ入力及びメール添付での提出も可とする、④会費等の免除手続の円滑な運用を妨げるおそれがあることから、会費等の免除期間の変更を認めないことなどの改正を理事会に提案する予定である。

次に、改正に至る経緯を御説明させていただく。育児期間中の会費等免除制度は、2013年12月の臨時総会において、仕事と生活の両立支援のために制定された育児期間中の会費免除に関する規程に基づき、2015年4月1日に運用を開始した。本規程には、施行から3年経過後に施行の状況を検討し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるとの見直し規定が定められていることから、施行の状況等その後の会内及び社会の状況を踏まえ、必要な措置について検討を行った。一つずつ御説明させていただく。

まず、施行の状況についてだが、各年度における会員数に占める申請割合は3%程度で当初の予測どおりである。また、育児の実績を記載した書類の記載内容及び提出についても適切になされており、制度趣旨に照らして問題がないことを確認している。

次に、その後の社会状況についてであるが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律では、育児休業制度として12か月の期間が認められている。また、2017年10月には、1歳6か月に達した時点で保育所に入所できない等の事情があれば、2歳まで育児休業期間を延長することができるように改正された。

さらに、育児期間中の会費免除制度の改正を検討するに当たり、本制度の利用者に対しアンケート調査を行ったところ、保育所入所までに最長1年を要することが多いこと、体調不良等で子が1歳になるまでは業務が制限されることなどの社会背景もあり、回答者の約65%が、現行6か月の期間は短いと回答し、そのうちの約75%は、法律に基づく育児休業制度と同等の12か月間が適当な免除期間であると回答している。

最後に、会内の状況であるが、この数年、弁護士全体に占める女性の増加ペースが鈍化しており、女性会員の増加に向けた対策が大きな課題となっている。最長で子が3歳になるまでの間、育児休業を取得できるとの身分保障が与えられている裁判官、検察官への任官者に占める女性割合は37%程度と高いのに対し、弁護士登録者に占める女性割合は20%前後と明確な差が生じており、弁護士会の環境整備が不十分で、弁護士は仕事と育児の両立が難しいのではないかという不安が一つの要因となっている可能性を否定できない。

一方で、政府の男女共同参画局では、2020年までに裁判官、検察官、弁護士に占める女性割合を30%とする目標を掲げているが、女性弁護士の増加に向けた対策を採らな

ければ、女性弁護士の割合が30%に達することは難しい状況である。

このような状況を改善するには、女性の司法試験合格者を増やすとともに、弁護士登録をする女性合格者を増やすこと、そして登録取消しをする女性会員を減らす取組を行う必要があることから、当連合会では第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画において、弁護士における女性割合の拡大及び仕事と生活の両立支援を重要課題に掲げ、取り組んでいる。

以上の状況を踏まえ、本規程について必要な措置を検討した。育児期間中の支援を行う本制度は、仕事と生活の両立支援のために有効な施策であるとともに、弁護士における女性割合の拡大のためにも効果的な施策である。育児による会費免除制度を更に利用しやすく拡充し、より安心して弁護士業務を継続できる環境を整えることは、若手及び女性会員を応援する弁護士会の取組を社会に発信することになる。

そして、弁護士を目指す女子学生及び女性修習生を増やし、女性の弁護士数の増加につながることを期待できる意義のある政策と言えることから、会費等の免除期間を法律に基づく育児休業制度として、最低限認められている期間と同じ12か月とする必要があると判断し、本改正を提案した。

一方で、会費は原則として、全会員が平等に負担すべきものであり、本提案における改正に当たっても、本制度の趣旨及び実際に本制度を利用する会員のニーズと予算の収支に与える影響を十分に考慮した上で、会費等の免除期間延長の是非を検討する必要がある。

そこで、当連合会への財政的な影響を確認するため、参考資料5のとおり、一般会費の収支予測を行ったので御説明する。まず、会費収入の予測をするに当たり、議案書29ページのとおり会員数を算出し、30ページのとおり育児による会費等免除の申請者数を会員数の3%として、現行の6か月免除の場合の会費減収額及び12か月に延長した場合の会費減収額をそれぞれ計算した。

その結果、現行の6か月の会費等の免除による会費収入の減収額は約9,200万円から1億1,000万円であり、免除期間を12か月以内に延長した場合は、さらに約8,200万円から約9,700万円程度減収となることが予測される。

次に、収支予測について御説明する。31ページの会費シミュレーションを御覧いただきたい。収入のシミュレーションについては、2018年度より育児免除を延長したと仮定して減収された会費収入額を当てはめ、登録料収入以降は2017年度実績が続くと仮定して作成している。支出のシミュレーションについては、過去の支出額から支出の平均伸び率を算出し計算したが、当年度の収入伸び率が支出平均伸び率を下回った場合には、当年度の収入伸び率を上限として支出を計算した。その上で、単年度収支差額シミュレーションとして、収入から支出を引いた差額を記載している。

この会費シミュレーションについては、31ページと32ページ記載のとおり2とおり作成している。どちらも収入は同一である。違いは支出額である。31ページのシミュレーションは、過去5年間の支出平均伸び率で支出を算出しているのに対し、32ページのシミュレーションは、過去10年間の支出平均伸び率で支出を算出している。

2とおり作成した経緯を御説明する。2015年度の臨時総会において、一般会費の減額を提案した際に、過去10年間の支出平均伸び率を採用してシミュレーションを行って

いたことを踏まえて、過去10年間の支出平均伸び率を算出したが、2016年度及び2017年度決算では、各単年度収支が当時のシミュレーションよりも1億1,000万円以上の黒字となっていたことから、近時の支出状況をより反映していると考えられる過去5年間の支出平均伸び率を採用したシミュレーションも作成した。

御覧いただいているとおり、過去10年間の支出平均伸び率でシミュレーションを行うと、近いうちに単年度収支は赤字となる結果となっているが、過去5年間の支出平均伸び率でシミュレーションを行うと、今後10年間は黒字を維持する。

このようなシミュレーションが出ているので、当連合会としてより一層支出削減への適切な取組を行う必要があり、特別会計への組入支出の減額も含め検討を始めている。

一方で、今後の収支が過去5年間又は過去10年間の支出平均伸び率を基にしたシミュレーションのいずれに近い数値で推移するかは、引き続き注視していく必要があるため、本改正案の附則において改正規定の施行から5年経過後に、この規程の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。

本提案に向けて、当連合会では弁護士会への意見照会を行い、理事会においても御議論をいただいていたところである。育児期間中の会員が多く直面する経済的負担を軽減し、会員の萎縮を防ぐ効果が期待できる重要な施策として本改正を提案する。

本改正を行い、育児と仕事の両立のために更なる環境を整備することは、魅力ある弁護士像及び弁護士会を社会に発信することになり、最終的には弁護士登録者の増加にもつながり得ることが期待できる。それは、長期的に見れば会費収入の増加につながるとともに、多くの優秀な人材を失わないという弁護士会として代えがたい価値を得ることになるものと考えられる。

本制度の意義を十分御理解いただき、御審議をいただくよう、心からお願いを申し上げます。

議長は質疑に入る旨を宣した。

井上裕明会員（第一東京） 「本議案に賛成の立場から確認的に質問をさせていただく。

日弁連は、会員が大幅に増加しているので会費収入も同様に増加傾向にある。ところが、この18ページの提案理由の第5の2を見ると、第2号議案が実現されると毎年1億円近い収入減が見込まれる。また、18ページの提案理由の第5の3を見ると、当年度の収入伸び率が支出伸び率を下回った場合、当年度の収入伸び率を上限とするという、支出にキャップを設けて単年度収入の伸び率の範囲でしか支出は増やさないという考え方でシミュレーションを作っている。

そうだとすると、この第2号議案というのは、今後の支出をかなり抑制する、そうしてもなお将来の会費値上げの可能性をはらむものであるし、少なくとも今後の一般会費の値下げを困難にするものではないかという印象を受ける。

そこで財務の観点から御質問をさせていただく。

第2号議案について、理事会での審議状況、単位会、委員会での意見照会の結果につい

て、傾向で構わないので教えてほしい。

2点目、一般会費の値下げ又は値上げ抑制の方向ではなく、既に実施している育児期間中の会費免除の期間延長を提案することについての積極的な理由、意義を改めて端的にお聞かせ願いたい。

3点目、当年度の収入伸び率が支出伸び率を下回った場合は、当年度の収入伸び率を上限としたという費用の極めて厳しい抑制、これを前提とした御提案をいただいているわけだが、今後このような考え方に立った費用支出についての極めて厳しい抑制を考えているという理解でよろしいか。

4点目、日弁連では、ワーキンググループを設けて特別会費の減額に向けた検討をしていると仄聞しているが、この点についてお聞かせいただききたい。

5点目、先ほど見直し条項についての御説明があったが、例えば、5年後どういった見直しが考えられるのか。」

竹森副会長 「最初の御質問について、弁護士会、弁護士会連合会及び関連委員会として3委員会等に対して2018年4月に意見照会を行った結果、賛成58、反対2、その他3の回答を得た。

先ほど申し上げた2018年4月に意見照会を行った関係で、この意見照会時には、収支のシミュレーションは提示していない。制度導入を議論いただいた2013年度臨時総会時と同様に、会費の減収額のみを提示した上で照会を行った。

本日の参考資料5のような詳細なシミュレーションは、本意見照会後に第1号議案である谷間世代に対する支援策を検討する上で作成され、理事会に提示され弁護士会にも意見照会が行われている。

そのため、本シミュレーションを提示して本提案に係る意見照会を行っていただければ、反対意見が増えた可能性は否めない。ただし、理事会においては、収支シミュレーションを提示し議論をいただいていたが、本臨時総会への付議については、賛成多数、反対が3名、棄権3名で承認をいただいている。

なお、理事会における本提案への反対意見についても、会費平等の原則に反するのではないか、男性会員についても延長する必要があるのか、育児のみならず介護のケアについても含め、バランスの取れた会費の在り方について検討すべきではないかといった御意見が中心であって、財政上の問題を理由とした反対は特に頂戴していない。

2番目の質問について、趣旨説明で申し上げたとおり、育児による会費免除制度を更に利用しやすく拡充し、より安心して弁護士業務を継続できる環境を整えることは、若手及び女性会員を応援する弁護士会の取組を社会に発信することになり、弁護士を目指す女子学生及び女性修習生を増やし、女性の弁護士数の増加につながることを期待できる。それは長期的に見れば、会費収入の増加につながるとともに、多くの優秀な人材を失わないという弁護士会として代えがたい価値を得ることになるものと考えられるため、本改正を提案した。

3番目の質問について、会員からの会費で運営している以上、経費削減の努力は極めて重要だと認識している。当連合会の活動を萎縮させることなく、かつ、限られた財政を最

大限に生かせるよう支出を精査し、より一層支出軽減への適切な取組を行う必要があると考えている。

4番目の質問について、少年・刑事財政基金のための特別会費と法律援助基金のための特別会費の徴収期限が来年2020年5月に到来することから、昨年10月に法律援助事業の財源の在り方に関する検討ワーキンググループを設置した。

現在、ワーキンググループでは、今後の事業の展開と必要とされる財源の在り方について検討している。

5番目の質問について、施行の状況に応じ、必要があると認められるときは、見直しを行う可能性は当然にあると考えている。」

福永会員（熊本県） 「例えば、健康保険であれば育児休業給付金とかが出るが、国民年金が多数の弁護士については、そのような育児に対する給付が社会保障として不十分であると思われる。個人事業主たる弁護士の育児の社会保障等について、具体的な取組などあるか。」

竹森副会長 「日弁連として残念ながら取り組んではいない。各事務所等で厚生年金に入っているところもあると思われるが、そのように各事務所で御検討いただくほかはないのではないかと現時点では考えている。」

議長は質疑を終了し、討論に入る旨を宣した。

平岡路子会員（福島県） 「今年2歳半になる子どもを育てている母親でもあり、本議案に賛成の立場で討論させていただく。

福島県弁護士会の中の相馬支部に所属しており、同支部は東日本大震災原発事故の被災地を管轄している。ここでいわゆる公設事務所、ひまわり基金法律事務所の弁護士として同じく弁護士であり同事務所の所長をしている夫と働いている。

私も夫も、公設事務所の弁護士として、それぞれ弁護士会の会務に加えて、日弁連、東北弁連の会務にも積極的に参加させていただいており、原発事故被害者のための弁護団活動にも積極的に参加していると自負している。

しかし、今、私が活動している地域は、私も夫も縁もゆかりもない地域であり、互いの実家も遠方で、周囲に頼れる親族や友人がいるわけではない一方で、周囲は3世帯同居が当たり前で、おじいちゃんやおばあちゃんが子どもの面倒を見るのが当然という土地柄なので、ベビーシッターサービスや病児保育等のサービスも一切ない。

そういった中で、一度、子どもが体調を崩せば夫婦で何とか予定を調整して対応するしかなく、本日もそうして総会に出席している。

私は出産後の6か月間会費免除を利用し、その期間中、子どもを連れて会議に参加したり、メーリングリストはきっちり読んだりとかそういうことをしていた。

生後6か月で子どもを保育園に預けたものの、保育園でいろいろな病気に感染して頻繁に呼出しが掛かり、さらに、予防接種のための通院や検診も1歳になるまで頻繁にある。

仕事をする時間は、子どもを預けられる時間という制限がある中で、いつ呼出しがあるか分からないという状態でとても単独で事件を受任するということができず、夫に迷惑をかけているのではないか、私が仕事をしない方が良いのではないかと思ったことは数知れない。

そういう状況がキャリアをリセットすることになる登録の抹消につながることは容易に想像できる。

ただ、子どもが保育園に通って半年過ぎて1歳になった頃からは随分保育園からの呼出しも減ったという経験からは、やはりせめて1年は、会費免除期間があると有り難いというのが実感である。

女性の法曹志望者が弁護士になることをちゅうちょする原因に会費というのがあるのは否定できないと思われる。

育児とは孤独なものであり、弁護士会全体として、会員の育児を応援する体制作りは会員の孤独感を少しでも減らせると思われる。会費免除だけで十分だとは思わないが、育児中の会員の負担を減らす一つの施策になるのは間違いなく、拡充を望む。」

小寺智子会員（埼玉） 「先ほど質問された会員の方が指摘した32ページの6-3、育児免除延長時の単年度収支差額シミュレーションというのを拝見すると、確かに10年後に約1億6,000万円の赤字になるということであった。

そうすると、このような赤字になるシミュレーションを前提とした御提案というのがいかなものかと思われる。若手の支援については総論賛成でももちろんいいのだが、もっと上の世代の方たちの経済的な問題というのもあり、本当に会費減額などはもう全く余地がないという状況であると認識している。そのような観点からは、本提案に反対意見を述べる。

支出の抑制について、先ほどの執行部の御回答では、具体的な抑制策について考えてないのではないかと感じられ、にもかかわらず、このような支出を伴うシミュレーションを前提とした提案については反対である。

見直し規定があるといっても、一旦これが通るといわゆる既得権的なものが生じ、それをまた戻すような逆の流れというのは作りづらく、現状では本議案に反対する。」

太田和範会員（東京） 「男性で育児に関わっている弁護士としてお話をさせていただく。

育児の御経験がない先生方でも、例えば事務所が弁護士1名だけか、アソシエイト1名、事務局1名程度の事務所だとして、24時間いつでも連絡してきて、どのような状況においてもそれにきちんと対応しなければならないクライアントを抱えてしまった場合の大変さは容易に想像がつくかと思われる。

私が体験した育児というものはこういったものであった。毎朝子どもを起こし、泣きわめいている子どもにご飯を食べさせ、本人が気に入るまで何度も着替えを繰り返して、一人で出かけるときよりは3倍ぐらい時間をかけて保育園に連れていくものの、子どもの体温が37度を超えていると家に連れて帰って、その日の予定は全て白紙、仕事はできない

ということになる。

文字どおり、子育てというものについて関わるということは、特に保育園に入るまでの期間は、24時間365日休む間がなく、育児による業務への影響、それに伴う経済的な負担というものは特に個人事業主である我々には計り知れないものがある。

育児を通じて得られる経験は素晴らしいが、その素晴らしい経験を得ることをちゅうちょするような要因というものをできる限り減らしていくことが重要である。

会費減免制度について、たかが会費程度の金額という意見もあり、育児による経済的負担に比べれば大した金額ではないということはあるであろう。ただ、先ほど申し上げたような事情を抱える中で、少しでも毎月の固定の支出が減るということは、育児期間中の個人事業主である我々にとっては大きな影響がある。

昨今、法曹志願者が減少しているという報道があるが、結婚、出産、育児を考えたときに、より安心して、出産、育児に臨めるというキャリアを選択することは当然である。会費の免除という小さな提案、議案の成否といったものが、職業団体としての弁護士会、ひいては弁護士全体の姿勢として受け止められるというのも大げさではないと思われる。

こうした小さな決断から、弁護士という職業は育児も両立できる素晴らしい仕事であるというメッセージを一つ一つ発信していければいいと考え、まずはその第一歩としてこの提案に賛成する。」

議長は、討論を終了し、採決に入る旨を宣した。

まず、第2号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第3号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

[第4号議案] 会則中一部改正（第33条、第40条・定期総会の開催時期及び代理権を証する書面の提出期限）の件

[第5号議案] 外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第38条・代理権を証する書面の提出期限）の件

[第6号議案] 議事規程（会規第9号）中一部改正の件

[第7号議案] 会計及び資産に関する規程（会規第6号）中一部改正の件

[第8号議案] 平成31年度（一般会計・特別会計）6月分暫定予算議決の件

議長は、第4号議案「会則中一部改正（第33条、第40条・定期総会の開催時期及び代理権を証する書面の提出期限）の件」、第5号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第38条・代理権を証する書面の提出期限）の件」、第6号議案「議事規程（会規第9号）中一部改正の件」、第7号議案「会計及び資産に関する規程（会規第6号）中一部改正の件」及び第8号議案「平成31年度（一般会計・特別会計）6月分暫定予算議決の件」を一括して議題に供した。

笠井直人副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

提案理由を申し述べ、趣旨を御説明申し上げる。当連合会の最高議決機関である総会では、時々の重点課題や会則会規の制定改廃等、常に弁護士、弁護士会にとって非常に重要なテーマが取り上げられる。それらについては、今後もより多くの会員によって、十分な意見交換と吟味がなされなければならない。

この度提案する第4号議案から第8号議案までは、そのために定期総会の開催時期を変更し、またそれと併せて、代理人選任届の提出期限の変更等の会則会規の改正、加えて2019年度6月分の暫定予算の議決をお諮りするものである。

各改正案及び暫定予算案は議決書の33ページから50ページで、提案理由は51ページに記載がある。提案の趣旨であるおおむね5点について簡潔に説明をする。まず、1点目、定期総会の開催時期を変更する会則第33条第2項の改正である。当連合会は、創立以来、毎年5月に定期総会を開催している。定期総会に付議される議案は、基本的に4月と5月の理事会での審議を経て会員へ送付しているが、全国の会員に議案書が到達してから各会員が事前に検討する時間を十分に確保するため、会則が定める開催時期を5月から6月に変更するものである。

なお、本提案が了承された後は、一般的に我が国の株式会社の定期株主総会の開催が6月下旬に集中していることも踏まえ、定期総会の開催は6月中旬とすることを想定している。具体的には、2019年度については6月14日金曜日に、ここ弁護士会館2階講堂「クレオ」での開催を予定している。

次に、2点目であるが、代理人選任届の当連合会への提出期限を変更するための会則及び外国特別会員基本規程の改正である。近年、代理人選任届の日弁連への提出数は、1万通を超えることも少なくない。

一方で、現在の会則が定める会日の2日前の期限は、これが規定された昭和35年以来変わらぬものとなっている。制定された当初と比べ、会員数は大幅に増加しているので、総会の受付名簿を作成する準備作業や弁護士会で認証された代理人選任届の当連合会での確認作業にもより時間を要する傾向となっている。今後も提出数が増加していくと推察される中で、これらの慎重かつ適切に行われるべき事務処理を更に安定して行う環境を整えるために、その提出期限を会日の3日前の日の午後5時までに変更するものである。

3点目であるが、代理人選任届の提出期限の変更に合わせて、総会議案の通知期限を調整する議事規程の一部改正である。今ほど申し上げたとおり代理人選任届の提出期限、これを会日の3日前の日の午後5時までに変更することとのバランスをとるために、当連合会から会員へ通知する議案の規定上の通知期限についても、現在の会日の1週間前までから会日の10日前までに調整するものである。

4点目及び5点目は、予算関連の手当てとして会計及び資産に関する規程の一部改正と2019年6月分暫定予算の議決である。毎回の定期総会では、当該年度の予算と翌年度の4月及び5月分の暫定予算を同時に議決しているが、定期総会の開催を6月に変更することに伴い会計及び資産に関する規程も改正し、当該年度の予算と同時に翌年度の4月から6月分までの暫定予算を議決することに平仄を合わせるものである。

なお、ここまで御説明させていただいた一連の改正は、2019年度の定期総会から運用ができるよういずれも本日からの施行としたい御提案となっている。そのため、昨年の定期総会で既に議決をしている2019年4月及び5月の暫定予算に加えて、2019年6月分の暫定予算を本総会にて手当てをするものである。一連の趣旨は以上である。よろしく御審議のほどをお願いしたい。

議長は、第4号議案から第8号議案までの質疑及び討論に入る旨を宣し、特に意見がなかったため、採決に入る旨を宣した。第4号議案から第8号議案まではそれぞれ挙手による採決を行った結果、全ての議案は賛成多数により可決された。

会長から、次のとおり挨拶があった。

長時間にわたっての熱心な御審議に感謝する。谷間世代の支援については改めて宿題をいただいたので、来年度の執行部、理事会、理事者の皆様と検討していきたい。また、厳しい御批判等については真摯に受け止め、また励ましもいただいたので、谷間世代の方々も含めて一緒に頑張っていきたいと改めて思い至った。

予算の件について、収入の伸びが1.48%、支出をこれに抑えた予算、決算ベースでやりたいと思っている。折しも予算の折衝の場面に来ているので、是非御協力いただきたい。財務健全のために、全力を注いでいきたい。最後に皆様方の御協力に心より感謝申し上げます。

議長が散会を宣し、臨時総会は閉会した。

以上

(調査室嘱託 市来寛志 田井野美穂)